

各 都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者への就労支援における
地方自治体と公共職業安定所等との連携について

多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対する就労支援については、福祉事務所設置自治体が実施する生活困窮者自立支援制度と、公共職業安定所等が実施する職業安定施策とを連携して実施してきたところである。

生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）が令和 6 年 4 月 24 日に公布された。改正法による改正後の生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）は、一部の公布日施行の規定を除き本日から施行される。

このなかで、生活困窮者就労準備支援事業については、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業と一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとされるとともに、事業の対象に改正法による改正後の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する特定被保護者が追加された。さらに、国は、生活困窮者就労準備支援事業等の全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）を策定することとされたことに伴い、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図るための体制の整備等に関する指針（令和 7 年厚生労働省告示第 133 号）が制定された。また、福祉事務所設置自治体は、公共職業安定所を含む地域の関係機関を構成員とする支援会議を組織するよう努めるものとされた。

これまでも、「生活困窮者自立支援制度における地方自治体と公共職業安定所との

更なる連携強化について」(平成 30 年 10 月 1 日付け社援地発 1001 第 7 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)において地方自治体と公共職業安定所の連携・協力をお願いしているところであるが、この度、同通知を廃止し、改めて具体的な連携の方策等を別紙のとおり取りまとめたので、今後の取組の参考にしていただくとともに、自立相談支援機関をはじめとする関係機関及び関係団体等に広く周知いただくようよろしくお願いいたします。

また、別添 1 のとおり、「生活困窮者等の就労支援に当たっての地方自治体と公共職業安定所等との連携強化について」(平成 30 年 9 月 28 日付け職発 0928 第 3 号、開発 0928 第 128 号厚生労働省職業安定局長、人材開発統括官連名通知)により、各都道府県労働局長に対しても地方自治体が実施する就労支援と、公共職業安定所が実施する一般職業紹介をはじめとした就労支援の連携が重要である旨の通達がされているのでお知らせする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

生活困窮者自立支援制度における地方自治体と公共職業安定所の連携について

1. 生活困窮者に対する就労支援の概要

生活困窮者の就労支援に当たっては、様々な状態像に応じたきめ細かな支援が実施されているところであり、例えば以下のような支援が行われている。

- ・一般就労が可能な状態を目指して就労準備支援事業による支援を行う。
- ・一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要がある場合は、認定就労訓練事業による訓練を含むいわゆる「中間的就労」につなぐ。
- ・一般就労を目指し、生活保護受給者等就労自立促進事業による地方自治体と公共職業安定所のチーム支援を行う。

これらの支援は、生活困窮者の経済的な自立や社会参加、自己実現等の観点から、一般就労による自立を可能な限り目指すものであるが、生活困窮者の自立の形はこれだけではない。一般就労により生活困窮状態から脱却するまでの間に、適切な生活習慣や社会的能力の形成、自己有用感の回復といった様々な自立段階をステップアップしていくことも重要である。そのため、生活困窮者自立支援制度や他の福祉制度に基づく就労支援と、公共職業安定所による就労支援とが、別添2のように体系的に提供されてきたのである（各事業等の詳細については、別添3及び4参照）。引き続き、地方自治体と公共職業安定所が、このような制度の位置づけを十分に認識した上で、それぞれの役割をしっかりと果たしていくことが求められている。

また、地方自治体において、地域の実情に合わせて就労支援体制を強化していくには、公共職業安定所や他の就労支援機関における就労支援のノウハウを参考とすることが効果的であり、効率的である。そのため、具体的な支援の際のみならず、日頃からの連携が求められる。

なお、他の福祉制度に基づく就労支援との連携については、下記の通知も参照されたい。

- ・「こども施策と生活困窮者自立支援制度との連携について」（令和5年8月25日付けこ支虐第144号、こ支家第211号、社援地発0825第1号こども家庭庁支援局虐待防止対策課長、こども家庭庁支援局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知）
- ・「生活困窮者自立支援制度と障害保健福祉施策との連携について」（平成27年3月27日付け社援地発0327第3号、障企発0327第4号、障障発0327第1号、障精発0327第3号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長、精神・障害保健課長連名通知）

2. 都道府県労働局・公共職業安定所との連携

(1) 連携促進のための具体策

ア 日常的な連携

生活困窮者への就労支援を効果的に行うためには、地方自治体や自立相談支援機関と都道府県労働局・公共職業安定所が互いの制度を理解し、顔の見える関係の中で連携を図っていくことが重要である。そのためには、支援調整会議や支援会議、生活保護受給者等就労自立促進事業協議会（「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の設置について」（平成 22 年 2 月 19 日付け厚生労働省職発 0219 第 3 号、能発 0219 第 2 号、雇児発 0219 第 3 号、社援発 0219 第 4 号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定める生活保護受給者等就労自立促進事業協議会をいう。以下同じ。）などの会議に互いに出席することはもとより、日常的な打合せや意見交換を積極的に行い、連絡調整担当の設定や、地域の実情を踏まえた連携体制の構築に取り組むことが効果的である。

(取組事例)

- 支援対象者の交通の利便性等を考慮し、地方自治体からの要請に基づき、公共職業安定所が出張相談を実施している。
- 支援対象者が公共職業安定所で職業相談を受ける際に、支援対象者の同意の下、就労支援員も同席し、就労支援員が公共職業安定所の就労支援のノウハウを学ぶ機会としている。
- 地方自治体が行う生活困窮者の認定就労訓練事業所の開拓に際し、公共職業安定所が積極的に協力している。
- 公共職業安定所の来所者で自立相談支援機関での支援が必要と思われる場合には、相談内容や阻害要因等を記載した「連絡票」を作成し、公共職業安定所から自立相談支援機関へ送付の上、当該来所者に自立相談支援機関への相談を案内している。

イ 研修会・見学会の開催

自立相談支援機関が、公共職業安定所における一般職業紹介や生活保護受給者等就労自立促進事業の対象であると考えられる者を公共職業安定所へ適切に誘導するためには、地方自治体・自立相談支援機関等の担当者が公共職業安定所の制度・支援メニュー等を正確に理解しておくことが重要である。

また、公共職業安定所に生活困窮者自立支援制度による支援になじむ求職者が来所することも想定されるため、公共職業安定所の担当者が生活困窮者自立支援

制度の内容について正確に理解することも重要である。

こうした相互理解を促進するため、研修会・見学会が積極的に開催されるよう相互に調整いただきたい。

(研修会・見学会の取組事例)

【公共職業安定所の担当者を対象】

- 都道府県労働局主催のブロック研修会等において、地方自治体の担当者から生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の説明・質疑応答を実施している。
- 公共職業安定所の相談窓口利用者を自立相談支援機関の相談窓口へ案内することや担当者同士のつながりを確立することを目的として、自立相談支援機関から公共職業安定所の担当者に対する研修を実施している。

【地方自治体・自立相談支援機関等の担当者を対象】

- 当該年度に新たに受託した自立相談支援機関の担当者を対象に、公共職業安定所の見学会、職業相談の流れ等の研修を実施している。
- 地方自治体の担当者・自立相談支援機関の相談支援員等を公共職業安定所に集め、求人情報提供端末を実際に操作するなどの実演形式も取り入れながら、公共職業安定所の支援メニューや就労支援事例の説明を実施している。
- 県が主催している県内の社会福祉協議会の担当者を集めた連絡会において、公共職業安定所の支援内容や職業紹介の仕組み（無料職業紹介事業等）を説明している。
- 県主催の就労支援員研修会において、公共職業安定所の職員から生活保護受給者等就労自立促進事業に対する理解促進や職業相談におけるノウハウをテーマに講義を実施している。

【その他の機関も含めた合同形式】

- 各機関の実務担当者レベル（都道府県労働局・公共職業安定所の職員（就職支援ナビゲーターを含む。）、地方自治体の職員（就労促進指導員、母子・父子自立支援員、就労支援員等を含む。））の合同研修会を開催し、事業や業務の説明、グループ討議、事例発表、質疑応答、意見交換を行っている。
- 公共職業安定所が主催して、福祉事務所、社会福祉協議会及びひとり親支援の団体の実務担当者を参加者とする「福祉・就労支援実務者勉強会」を開催、弁護士を招いての講演聴講なども取り入れ、実務担当レベルでの連携強化を図っている。

ウ 支援調整会議への公共職業安定所の積極的な参画

自立相談支援事業における支援調整会議は、地方自治体及び関係機関が参加して、

- ・ 自立相談支援機関が作成したプラン案の内容が支援対象者の課題及び目標の実現に向けて適切であるかを合議の下で判断
- ・ 本人の抱える課題、提供される支援の目標、支援内容、支援を提供する上での留意事項を共有し、各機関の役割を明確化

する等のための会議である。そのため、特定の生活困窮者について、公共職業安定所が支援に関与することが想定される場合には、当該者に係る支援調整会議にも参画を求めることが望ましいものである。

(公共職業安定所が積極的に参画している事例)

- 支援調整会議の前に公共職業安定所の担当者が支援対象者に職業相談を実施し、就労支援の方法を事前に検討する取組を行っている。
- 定期的な支援調整会議の開催に先立ち、地方自治体において支援対象者の希望、状況、留意点等の情報をまとめ、公共職業安定所をはじめとする関係機関へ提供することで支援調整会議を効率的に運用している。

エ 生活保護受給者等就労自立促進事業の積極的な活用

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活困窮者や児童扶養手当受給者、生活保護受給者などの就労による自立を支援するため、都道府県労働局・公共職業安定所と地方自治体が協定を締結し、ワンストップ型の就労支援体制を構築する事業である。具体的には、地方自治体の庁舎内に公共職業安定所の常設窓口を設置するほか、福祉事務所や自立相談支援機関において公共職業安定所が巡回相談を行うなど、地方自治体と公共職業安定所とが一体となって就労に向けた支援を行っている。生活困窮者への一層の効果的な支援を図る観点から、その更なる活用推進を図られたい。

(取組事例)

- 自立相談支援機関からの公共職業安定所への誘導件数等実績値の検証を行い、実績を踏まえた対策を公共職業安定所と協議している。

また、生活保護受給者等就労自立促進事業の実施に当たっては、生活保護受給者等就労自立促進事業協議会を設置することとされている。これは、生活保護、児童扶養手当及び生活困窮者自立支援制度を担当する福祉部門と雇用部門の各機関が就労支援の目標を共有するとともに、就労支援における役割分担と連携方法を明確

にし、効果的・効率的な就労支援を実施していくため、連携・協力を図るための具体的な協議や調整等を行うことを目的とした会議であり、都道府県単位の協議会と地域単位の協議会がある。

地域の実情に応じた支援体制となるよう、生活困窮者自立支援制度における支援や支援会議を通じて明らかとなった地域の課題を共有しつつ議論を行うことも考えられる。

(取組事例)

- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、協議会の構成員に自立相談支援機関を新たに加え、支援対象者を自立相談支援機関の相談窓口から公共職業安定所の相談窓口へつなぐ運用等を明確にするとともに、両機関の役割分担・支援内容等を共有し、相互連携の理解を深める取組を行っている。
- 協議会において、新たに自立相談支援機関の担当者名簿を作成し連携体制の明確化を図っている。
- 県協議会の開催後、各地域協議会が開催されるまでの間に、県内の福祉事務所・健康福祉センターの生活保護担当者、県・政令市の福祉部門担当者、公共職業安定所の担当者が参画する「生活保護受給者等就労自立促進事業担当者会議」を開催し、福祉部門と雇用部門それぞれの制度説明について双方の理解を深める取組を行っている。

オ 支援会議の活用

支援会議とは、生活困窮者自立支援法第9条第1項に定める、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事案及び生活困窮者自立支援制度で支援中の複合的な課題を抱えているような生活困窮者の情報や対象者への支援に資する知見等の共有、地域における必要な支援体制の検討を円滑に行うための会議である。

支援会議の構成員については、地方自治体職員、自立相談支援機関の相談支援員、サービス提供事業者、生活に何らかの課題を抱えた人が相談に訪れる可能性のある庁内の関係部局（福祉、就労、税務、教育、住宅等）の職員、社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、地域住民、法律の専門家（弁護士、司法書士等）、地域住民の些細な変化に気づくことができると考えられる機関（インフラ事業者、金融機関等）などが想定される。そのため、公共職業安定所が構成員となり、議題に応じて議論に参画することが考えられる。なお、会議体の構成員には、生活困窮者自立支援法第9条第6項の規定に基づく秘密保持義務が課せられている。

また、支援会議は、関係機関等に対して「生活困窮者に関する資料又は情報の提

供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる」こととされている（生活困窮者自立支援法第9条第3項）ことから、都道府県労働局・公共職業安定所に対しても、こうした情報提供等の求めは可能である。

このほか、支援会議の詳細については、下記を参照されたい。

- ・生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて（令和7年4月1日付け社援地発0401第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）

また、別添5のとおり、「生活困窮者自立支援法第9条に基づく支援会議と公共職業安定所との連携について」（令和7年4月1日付け職訓発0401第1号、職首発0401第1号、職障発0401第1号、開若発0401第1号厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室長、総務課首席職業指導官、障害者雇用対策課長、厚生労働省参事官（若年者・キャリア形成支援担当）連名通知）及び「生活困窮者自立支援法第9条に基づく支援会議と地域若者サポートステーション事業との連携について」（令和7年4月1日付け開若発0401第2号厚生労働省参事官（若年者・キャリア形成支援担当）通知）により、各都道府県労働局職業安定部長並びに地域若者サポートステーション実施団体の長及び総括コーディネーターに対しても支援会議との連携等について通達がされているので申し添える。

カ 地域職業能力開発促進協議会の活用による連携

地域職業能力開発促進協議会（以下「地域協議会」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条に定める、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、地域の関係機関等を構成員とする協議会である。具体的には、幅広い関係者が参画し、地域における今後の産業展開や求職者ニーズも踏まえた訓練ニーズを把握し、精度の高い公的職業訓練の設定を進めていくものである。

公的職業訓練は、生活困窮者に対する就労支援における有効な支援策の1つであることから、適切な訓練メニューの設定に資するよう、都道府県の生活困窮者自立支援制度所管部局においては、生活困窮者支援の現状や課題を共有するため、必要に応じて都道府県人材開発担当主管課を経由して都道府県労働局と調整の上、地域協議会に参画すること。

また、市区町村の生活困窮者自立支援制度所管部局においては、都道府県の生活困窮者自立支援制度所管部局が地域協議会に参加するに当たって、都道府県内の生活困窮者の訓練に関するニーズを把握しようとする考えられることから、その際には積極的に意見を提出されたい。

（２）制度の周知・啓発

ア 公共職業安定所の相談窓口等における生活困窮者自立支援制度の周知及び案内

公共職業安定所に来所した者のうち失業期間が長期にわたる者、求職者支援制度の職業訓練受講給付金を受給しながら職業訓練を受講する者や生活面の課題等により職業訓練を中途退校する可能性のある者等、生活困窮者自立支援制度による支援が適当と考えられる場合には、自立相談支援機関を適切に紹介することが必要である。

特に、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対し自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務とされている（生活困窮者自立支援法第８条第２項）ことも踏まえれば、公共職業安定所においても制度の周知・案内を行うことが望ましい。そのため福祉事務所設置自治体においては、案内方法を事前に調整するほか、制度の紹介に当たって活用可能なパンフレット等を公共職業安定所に提供することが考えられる。

（周知・案内事例）

- 公共職業安定所の来所者から生活や住居についての相談があった場合には、地方自治体から提供されたパンフレットにより、事業の説明・理解を求め、自立相談支援機関への案内を行っている。
- 自立相談支援機関の相談窓口のリーフレットの公共職業安定所庁内での掲示や相談窓口への設置により、生活困窮者自立支援制度や自立相談支援機関の周知に努めている。
- 就労訓練事業所の認定を新たに受けた事業所の情報について、都道府県等は都道府県労働局に情報提供を行うとともに、当該事業のリーフレットや認定事業所一覧を都道府県労働局や公共職業安定所の窓口に掲示、ホームページへの掲載等の取組を実施している。
- 新たに就労訓練事業所の認定を行うに際して、地域のマスコミ等に働きかけ地方自治体の首長等より認定書の交付式を実施している。

イ 公共職業安定所における求人開拓等の機会を活用した認定就労訓練事業の制度周知等

認定就労訓練事業は、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要がある者に対し、企業等が、その状況に応じて適切な配慮の下、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を実施する自主事業である。その適切な実施を確保するため、当

該事業が基準に適合している場合には、都道府県知事等の認定を受けることができる。

認定就労訓練事業における就労の形態には、雇用契約を締結せずに訓練として就労を体験する段階（非雇用型）と、雇用契約を締結したうえで支援付きの就労を行う段階（雇用型）がある。生活困窮者が、その意欲や能力等に応じて、適切な待遇を受けながら、非雇用型、雇用型とステップアップして一般就労を目指していくことは、労働力人口が減少する中で、地域社会・経済を維持・活性化することにもつながる。

こうした観点から、公共職業安定所において、求人開拓等の際、企業に対して制度のリーフレット等を活用して認定就労訓練事業を周知したり、関心を持った企業の同意を得てその情報を自立相談支援機関と共有したりすることが考えられる。また、無料職業紹介を実施していない自立相談支援機関においては、認定就労訓練事業を行う企業を含む就労体験先の開拓や体験後のマッチングを行うに当たって職業紹介のノウハウを十分に有していないため、公共職業安定所との連携が特に有効である。

（取組事例）

- 体験就労先の開拓のため、公共職業安定所における生活困窮者等向け求人の開拓等の際に、事業所への周知を実施し、関心等がある場合は自立相談支援機関に引き継いでいる。
- 支援対象者の体験就労後のマッチングに際して、公共職業安定所が支援等を実施している。

ウ 雇用関係助成金の周知・啓発

厚生労働省（都道府県労働局・公共職業安定所）が所管している雇用関係助成金のうち、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）等については、自立相談支援機関の利用者が対象となる可能性もあることから、自立相談支援機関と公共職業安定所が連携して周知・啓発を図ることが重要である。

（取組事例）

- 自立相談支援機関や就労準備支援事業実施機関における体験就労や認定就労訓練事業等を実施している事業所等に対して、公共職業安定所の求人開拓に併せ、雇用関係助成金の周知を実施している。

エ 子どもの学習・生活支援事業を活用した保護者・子どもへの就労支援策の情報提供

子どもの学習・生活支援事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む。）の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行う事業である。事業の中では、子どもの体験活動としての企業訪問や、高校生世代への支援として、職場体験や自立した社会生活を行うための助言等を実施している。さらに、保護者に対しても、各種支援施策の情報提供や利用勧奨等を行っている。

そのため、子どもの学習・生活支援事業の中で以下のような取組を行うことが考えられることから、福祉事務所設置自治体の生活困窮者自立支援制度担当部局においては、公共職業安定所とも連携しながら、事業実施者に対して必要な情報提供やリーフレットの提供等を行うことを検討されたい。

- ・公共職業安定所における一般職業紹介や生活保護受給者等就労自立促進事業、公的職業訓練の対象であると考えられる保護者に公共職業安定所に関する情報提供等を行う。
- ・子どもに対して、新卒段階での就職活動に関する相談先や将来失業した場合の相談先として公共職業安定所について学ぶ機会を提供する。
- ・子どもや保護者に対して、卒業後の進路の選択肢として、学校卒業者を対象に、就職に必要な職業スキルや知識を習得するためのハロートレーニング（公共職業訓練）（※）について情報提供を行う。

※中学・高校卒業者などを対象とした都道府県立職業能力開発校、高校卒業者などを対象とした（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ）、都道府県立職業能力開発短期大学校等。授業料の減免制度もあり、就職率は高いが、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付奨学金）は対象外。

（３）生活困窮者自立支援制度における就労支援への公共職業安定所の協力

ア 公共職業安定所が有する求人情報や事業所情報等の活用

生活困窮者の就労支援においては、対象者の状態像や就労における様々なニーズを把握して相談を進めていくこととなる。したがって、一般就労、中間的就労といった様々な就労・参加の形態や、作業内容、業態等についての選択肢をいかに多く持てるかが重要である。

公共職業安定所が有する求人情報は、個々の求人の条件を示す情報であることは言うまでもないが、総体として捉えると、企業が現に必要とする人材の分野や技能の種類、賃金水準等を表す情報でもある。就労支援の質を高めるためには、こうした情報を収集・分析するほか、当該職種の将来性、雇用需要等についての情報も収

集しておくことが重要である。

既に、公共職業安定所から地方自治体に対し、オンラインによる求人情報の提供等が行われているところであるが、特に、公共職業安定所が有する農業等の季節求人の情報や高齢者・学卒向けの求人情報、障害者専用求人の情報などといった情報を幅広く収集していくことが必要である。

また、求職者支援訓練に係る情報を、就労準備支援事業における支援プログラムの開発に活用することも考えられる。

このほか、厚生労働省では、求職者等の職業理解等を促進するためのサイト（職業情報提供サイト（job tag））や、各種認定・認証等の取得状況を含めた企業等の情報を提供するサイト（職場情報総合サイト（しょくばらぼ））を運用しており、こうしたサイトも参考にされたい。

- ・職業情報提供サイト（job tag）

500 を越える個々の職業について、一般的な仕事内容、タスク（作業）、求められるスキル等について掲載するサイト。また、多様な検索方法により、自身の興味・関心等に応じた職業を探索することも可能。

【サイト URL】 <https://shigoto.mhlw.go.jp/User/>

※使い方に関する動画はこちら：<https://shigoto.mhlw.go.jp/User/TutorialVideos>

- ・職場情報総合サイト（しょくばらぼ）

ユースエール、くるみん、えるぼし、もにす等の各種認定等の取得状況を含む企業情報を検索・一覧比較できるサイト。

【サイト URL】 <https://shokuba.mhlw.go.jp/>

（取組事例）

- 公共職業安定所から、生活保護受給者の就職数が多い職種（清掃業、雑務等）や、住み込み可能な求人、短期間・短時間就労の求人等に関する求人票を福祉事務所等へ情報提供している。
- 公共職業安定所が積極的に自立相談支援機関を訪問して求人情報の提供等を行うことで、日頃から連携できるような体制づくりに取り組んでいる。
- 公共職業安定所が企画する職場見学・訓練施設見学・就職活動支援施設見学がセットとなったバスツアーに関する情報提供を行っている（就労経験の少ない人やひきこもっていた人等の参加があった。）。

イ 就労準備支援事業への公共職業安定所の協力

就労準備支援事業は、長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動することが難しく、就労に向けた準備が必要な者に対して、

- ・生活習慣形成のための指導・訓練（日常生活自立に関する支援）
- ・就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会生活自立に関する支援）
- ・事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得等の支援（経済的自立に関する支援）

の3段階で支援を行う事業である。

利用者が実際に就職活動を行うに当たっては、公共職業安定所を利用することが想定されることから、円滑に利用することができるよう、就労準備支援事業実施者と公共職業安定所が相互に制度等を理解し、必要な連携を行うことが重要である。

（取組事例）

- 就労準備支援事業における支援の一環として、公共職業安定所を見学する機会を設ける。その際、近々公共職業安定所を利用した就職活動への移行（※）が見込まれ、本人の希望がある場合には、求職登録を行う。

※生活保護受給者等就労自立促進事業への移行予定の者は除く。

ウ 生活困窮者・ホームレス自立支援センターへの公共職業安定所の協力

生活困窮者・ホームレス自立支援センターは、ホームレス及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が、地域社会の中で可能な限り自立した生活を営むことができるよう、宿所及び食事を提供するとともに、生活相談・指導及び職業相談等を行う事業である。職業相談においては、利用者の状況に応じて公共職業安定所の利用を勧めることが想定されることから、円滑に利用につなげることができるよう、公共職業安定所が生活困窮者・ホームレス自立支援センターを訪問して求人情報の提供や職業相談等を行うなど、日頃から連携できるような体制づくりに取り組むことが望ましい。

（取組事例）

- 公共職業安定所の職員が、生活困窮者・ホームレス自立支援センターに常駐して、入所者に対して求人情報の提供や職業相談等を行う。

（４）公的職業訓練（公共職業訓練・求職者支援訓練）との連携促進策

公共職業訓練は、主に雇用保険を受給している求職者を対象に、就職に必要な職業スキルや知識を習得するため、多様な分野の訓練を実施するものである。また、求職者支援訓練は、主に雇用保険を受給できない求職者を対象に、希望職種に応じ、民間教育訓練機関等（厚生労働大臣が認定）において、就職に必要な知識・技術、ビジネスマナーなどの習得を支援するものである。

これらの公的職業訓練を受講するためには、公共職業安定所に求職申込みをした後に、訓練を実施する施設等が行う面接等の選考に合格し、公共職業安定所において受講あっせんを受ける必要がある。そのため、地方自治体は、生活困窮者自立支援制度において就労支援を実施している者のうち公的職業訓練の利用が適切と思われる者が、円滑に訓練を受講ができるよう、公共職業安定所から公的職業訓練の訓練コース及び訓練実施機関に係る情報を入手して提供するほか、生活困窮者自立支援制度による支援と並行して早期に公共職業安定所を案内したり、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用した公共職業安定所とのチーム支援を開始したりすることが望ましい。また、必要に応じて、公共職業安定所における受講あっせんの可否の検討に資するよう、本人の同意を得て、自立相談支援機関等において公的職業訓練の利用が適切との判断に至った考え方等の必要な情報を公共職業安定所と共有することが考えられる。

（５）就労後の定着支援の取組

自立相談支援事業における就労支援及び就労準備支援事業の実施に当たっては、就労後の定着支援などフォローアップの取組も重要である。具体的には、状況確認などの声かけや働きかけ、見守りが、対象者の就労や生活の安定につながる有効な対応である。

そのため、公共職業安定所に誘導した支援対象者も含め、公共職業安定所と役割分担も行いつつ（※）定着支援の取組を行うことが有効である。

※生活保護受給者等就労自立促進事業では、事業所訪問等による支援対象者や事業主に対する職場定着支援を行っている。自立相談支援機関も支援対象者等の同意を得てその訪問に同行するなどしながら、公共職業安定所・事業主と三者で具体的な定着支援の在り方について協議をすることなどが考えられる。

（取組事例）

- 公共職業安定所と連携を密に行うことにより公共職業安定所に支援要請を行った支援対象者の現在の状況を把握し、必要に応じて自立相談支援機関においても支援対象者のフォローを実施する。

職 発 0928 第 3 号
開 発 0928 第 128 号
平 成 30 年 9 月 28 日

各 都 道 府 県 労 働 局 長 殿

厚生労働省

職 業 安 定 局 長
(公 印 省 略)
人 材 開 発 統 括 官
(公 印 省 略)

生活困窮者等の就労支援に当たっての地方公共団体と公共職業安定所等との連携強化について

生活保護受給者等の就労支援については、平成17年度から、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）において、地方公共団体と連携し、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた支援を行ってきたところである。また、平成27年4月から生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が施行されたことに伴い、生活困窮者への就職支援も実施しているところである。

生活困窮者及び生活保護受給者（以下「生活困窮者等」という。）の就労支援に当たっては、地方公共団体が実施する就労支援（主として就労に向けた準備が必要な者に対し行われる）と、ハローワークが実施する一般職業紹介をはじめとした就労支援が連携し、それぞれの役割に応じた支援を実施していくことが重要である。

このため、下記の実施計画を通じて、地方公共団体と連携を図り、ハローワークがその機能を十分に発揮することができる体制を整えるとともに、労働局・ハローワークと地方公共団体との更なる連携の強化に努められたい。

なお、平成27年9月30日付け職発0930第8号、能発0930第22号「生活困窮者等の就労支援に当たっての地方公共団体とハローワーク等との連携強化について」は廃止する。

記

1 相互の協力等による連携体制の構築

(1) 各種会議等の活用

生活保護受給者等就労自立促進事業協議会や、各種の連絡会議の場等を活用して、連携の具体的な対応策を協議し、地方公共団体とハローワークの双方の事業について、地域の実情に応じた効果的な役割分担について意

見交換を行うものとする。

また、生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の開催に当たっては、必要に応じ、生活面での自立を含めた就労支援にノウハウのある地域若者サポートステーションにオブザーバーとして参画を求めることも有用と考えられること。

さらに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の開催する支援調整会議については、積極的に参加する意向を地方公共団体に対し表明の上、積極的な参加に努めるものとする。

(2) 研修・見学会等の実施

地方公共団体とハローワークの双方が、相互に研修・見学会を開催する等により、互いの支援内容を熟知するとともに、生活困窮者等にとって必要な支援につなげることができる体制の構築を図るものとする。

具体的には、ハローワークから、雇用情勢・各種支援施策の他、求人検索システムの利用方法等について、また、地方公共団体からは、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の運用等を内容とした講義等の実施が考えられること。

(3) 周知・広報に係る相互協力

生活困窮者自立支援制度のリーフレット等をハローワークの窓口配置するとともに、ハローワークの各種施策リーフレット等を福祉事務所・自立相談支援窓口配置するものとする。また、地方公共団体が実施する就労準備支援事業の体験就労先や就労訓練事業の実施事業所の確保等に向けた協力依頼があった場合は、ハローワークにて生活保護受給者等の雇入れが可能な求人の開拓等を行う際に併せて、事業所への周知等を行うものとする。

また、長期失業者等であって、生活困窮者自立支援制度による支援が必要と考えられる場合は、必要な周知を行うものとし、本人の置かれた状況等から、本人が直接自立相談支援機関に連絡を取ることが難しいと判断される場合は、本人の了解を得た上で、ハローワークから自立相談支援機関に取次ぎを行うものとする。

なお、生活保護制度による支援が必要と考えられる場合は、本人の了解を得た上で、福祉事務所に連絡するとともに、福祉事務所へ出向いて相談するよう指導すること。

(4) 地方公共団体からの積極的誘導

地方公共団体における就労準備支援事業の体験就労や認定就労訓練事業を利用している者のうち、一般就労に向けた準備が整い、就労を希望する者については、積極的にハローワークに誘導するよう促すものとする。

特に無料職業紹介事業を実施していない地方公共団体から協力依頼があった場合は、体験就労先でのマッチングを含めた支援の実施に協力をするものとする。

また、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成30年厚生労働省令第117号）により、平成30年10月1日より、就労準備支援事業の対象者要件である年齢要件が撤廃されることから、一般就労に向けた準備が整った高齢者についても、地方公共団体と連携を図り、ハローワークに誘導し、就労支援を行うこと。

2 各種求人情報等の提供

地方公共団体が、ハローワークの有する求人等に係る情報を求める場合には、労働局・ハローワークにおいては、無料職業紹介事業を行う地方公共団体等へのオンライン情報提供のスキームの活用を促す他、積極的な情報提供を行っていくものとする。

具体的には、障害者雇用状況報告における事業主に関する情報や高齢者向けの求人情報、全公開可能である農業等の季節求人一覧を提供することが考えられること。

3 求職者支援訓練の活用の徹底

(1) 求職者支援訓練への対象者の誘導

ハローワークから、地方公共団体に対し、求職者支援訓練の訓練コース及びその実施機関に係る情報を提供することにより、自立相談支援機関から求職者支援訓練の利用が見込まれる者を的確に誘導する取組を推進するものとする。

(2) 求職者支援訓練受講者の訓練受講継続のための支援

求職者支援訓練受講者であって、職業訓練受講給付金を受給している者の中には、自立相談支援機関の利用が見込まれる者もいることから、必要に応じ、本人の同意を得て、自立相談支援機関に対する情報提供を行うことや、職業訓練を生活面の課題等により途中で退校しそうな者等を把握した場合に、自立相談支援機関の利用を促すこと等、訓練受講者に対して、ハローワークと自立相談支援機関との連携した支援を実施するものとする。



生活困窮者の就労支援において活用可能な施策（令和 7 年 4 月時点版）

●：生活困窮者自立支援制度による支援、★：ハローワークにおける支援、■：ひとり親家庭の就業支援、◆：障害福祉サービス、○その他

▲最新版はこちら
(厚生労働省HP)

	※ 相談者が下記の属性に該当する場合は、一般施策に加えてそれぞれの属性に応じた施策を活用可能。							
	一般	ひとり親	若年者	中高年世代	高齢者	外国人	刑務所 出所者等	障害者
就労に向けた相談	●①自立相談支援事業	■①就業支援事業		○(2)③地域若者サ ポートステーション (担)		★(5)①外国人雇用サービスセンター・②外国人雇用サービスコーナー ★(5)④外国人 就労・定着支 援事業		(担)○(6)②地域障害者 職業センター ○(6)①障害者 就業・生活支援 センター
一般就労 を目指す 前の準備	●③就労準備 支援事業 ●④認定就労 訓練事業							◆③就労継続支援 B型（非雇用型） ◆②就労継続支援 A型（雇用型）
資格・技 術の習得 支援	★(1)③教育訓練給付金 ★(1)②求職者支援制度 ★(1)①公共職業訓練 ●②自立相談支援事業の就労支援員による支援	■③就業支援講習会等 事業 ■④自立支援教育訓練 給付金 ■⑤高等職業訓練促進 給付金等 ■⑥高等職業訓練 促進資金貸付事業 ■⑦高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業 ■⑧在宅就業推進事業						★(6)③公共職業訓練 (障害者訓練) ◆①就労移行支援
専門的な 個別支援	(担)	(担)	(担)	○(2)③地域若者サ ポートステーション (担)	(担)	(担)	(担)○(7)②更生 保護就 業支援事 業	(担)○(6)② (担)○(6)①
求人情報 提供	★(1)④ハローワークの一般窓口 ★(1)⑤マザーズハローワーク事業	■⑨就業情報 提供事業	★(1)⑤マザーズハローワーク ★(2)①わかものハローワーク	○(2)④ジヨブカフェ ★(2)②新卒応援ハローワーク	(担)○(1)①中高年層（ミドルシニア）専門窓口事業	★(4)①生涯現役支援窓口事業 ○(4)②シルバー人材 センター事業		(担)★(6)④ハローワーク専門援助部門による支援 (担)○(6)② (担)○(6)①
職業 あっせん					(担)○(2)③地域若者サ ポートステーション		(担)	(担)○(6)② (担)○(6)①
就職後の 定着支援						★(5)④	○(7)②	◆④就労定着支援
その他	●⑤住居確保給付金 ○⑥生活福祉資金貸付	■⑩就業環境整備支援事業 ■⑪母子父子寡婦福祉資金貸付金 ■⑫ひとり親家庭住宅支援資金貸付						

※ (担)：担当者制による個別支援を行っているもの。

生活困窮者の就労支援において活用可能な施策の概要（令和 7 年 4 月版）

1. 生活困窮者自立支援制度等による支援

※★：生活困窮者自立支援制度による支援、○：その他の支援

● ①自立相談支援事業

対象者	生活困窮者
事業の概要	生活困窮者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、直接支援を行うとともに、必要なサービスの提供につなげる。
相談窓口／連携先	福祉事務所設置自治体（市町村等）の自立相談支援機関
所管	厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

● ②自立相談支援事業の就労支援員による支援

対象者	生活困窮者のうち、生活保護受給者等就労自立促進事業の対象者と比較すると就労に向けた準備が不足しているが、ある程度時間をかけて個別支援を行うことで就労可能な者や、他の就労支援策の適用がない者
事業の概要	就労意欲の喚起を含む福祉面での支援のほか、担当者制によるハローワークへの同行訪問、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、面接対策、個別求人開拓、就労後のフォローアップ等を行う。
相談窓口／連携先	福祉事務所設置自治体（市町村等）の自立相談支援機関
所管	厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

● ③就労準備支援事業

対象者	複合的な課題を抱え、下記の課題等によりハローワークにおける職業紹介、職業訓練等では直ちに就職が困難な生活困窮者。 ・他者と関わることへの不安、コミュニケーションへの苦手意識、生活習慣など、社会参加に向けた能力の回復・改善が必要。 ・自尊心や自己有用感を喪失している。 ・自己理解の不足又は就労に関する知識や経験が不足している。等 ※原則的に住居確保給付金と同様の収入・資産要件を満たす必要があるが、都道府県等が必要と認める場合にはこの限りでない。 ※障害者については、障害特性を踏まえた専門的な支援を行う観点から、就労移行支援事業、就労継続支援事業等を利用することが望ましいが、必要に応じて本事業の利用も可能。
事業の概要	一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、下記の 3 段階で計画的かつ一貫して支援（支援期間は原則 1 年まで。）

	① 社会生活に必要な生活習慣を整え、就労の前段階として必要な社会性を身につける訓練・グループ活動・セミナー等 ② 事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた知識の取得等の支援
相談窓口／連携先	福祉事務所設置自治体（市町村等）の自立相談支援機関
所管	厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

● ④認定就労訓練事業

対象者	一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要がある生活困窮者
事業の概要	社会福祉法人、消費生活協同組合、NPO 法人、株式会社等の自主事業（都道府県等が認定）として、自立相談支援機関と連携しながら訓練を実施。対象者の状況に応じ、適切な配慮の下、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を実施。 ※雇用契約を締結せずに職場でいわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニングの形で就労体験を行う非雇用型と、雇用契約を締結したうえで支援付きの就労を行う雇用型がある。
相談窓口／連携先	福祉事務所設置自治体（市町村等）の自立相談支援機関
所管	厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

● ⑤住居確保給付金

対象者	離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮（※）し、住居を喪失した又は住居を喪失するおそれのある生活困窮者 ※申請月における申請者属する世帯収入の合計額が、市町村民税均等割が非課税となる者の収入額の 1/12 の額+家賃額を合算した額以下、かつ、金融資産の合計額が基準額×6（上限 100 万円）以下。
事業の概要	求職活動や経営相談等を行うことを要件に、生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（住宅扶助基準額が上限）を、原則 3 か月支給。 ※誠実かつ熱心に求職活動等をしていても就職に至らない場合等には最大 9 か月支給。
相談窓口／連携先	福祉事務所設置自治体（市町村等）の自立相談支援機関
所管	厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

○ ⑥生活福祉資金貸付

対象者	低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯
事業の概要	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている低所得者世帯等に、貸付（※１）と必要な相談支援を行うことにより、その自立促進を図る。 ※１ 総合支援資金（生活支援費、住居入居費、一時生活再建費）、福祉資金（福祉費、緊急小口資金）、教育支援資金、不動産担保型生活資金。 ※２ 失業等給付、職業訓練受講給付金等の他の公的給付又は公的な貸付を受けている場合には対象外となることもある。
相談窓口／連携先	市区町村社会福祉協議会・（福祉費・教育支援資金の場合）民生委員
所管	厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

２．ひとり親家庭の就業支援

■ ①就業支援事業

対象者	母子家庭の母・父子家庭の父（離婚前から支援が必要な者を含む。）・寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの）、母子家庭及び父子家庭の児童
事業の概要	① 就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適性、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等の情報提供、事業を経営する上での問題等に対し、適切な助言や支援を実施。 ② 地域の企業等に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人開拓を行うなど効果的な就業促進活動を実施。
相談窓口／連携先	母子家庭等就業・自立支援センター
所管	こども家庭庁支援局家庭福祉課

■ ②母子・父子自立支援プログラム策定事業

対象者	母子家庭の母・父子家庭の父（離婚前から当該事業による支援が必要な者を含む。） ※生活保護受給者は対象外。
事業の概要	個々の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定したうえで、そのニーズに応じた子育て・生活支援や就業支援

	等の支援メニューを組合せたプログラムを策定して支援を行うとともにアフターケアを実施。
相談窓口／ 連携先	福祉事務所設置自治体（福祉事務所、母子家庭等就業・自立支援センター等に配置されている母子・父子自立支援プログラム策定員）
所管	こども家庭庁支援局家庭福祉課

■ ③就業支援講習会等事業

対象者	母子家庭の母・父子家庭の父（離婚前から支援が必要な者を含む。）・寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの）、母子家庭及び父子家庭の児童であって、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い就業に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者等
事業の概要	就職準備や離転職、起業家支援に関するセミナーや、地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催。 ※収入要件等を満たす場合には、講習会の受講旅費の支給あり。
相談窓口／ 連携先	母子家庭等就業・自立支援センター
所管	こども家庭庁支援局家庭福祉課

■ ④自立支援教育訓練給付金

対象者	母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件を全て満たす者 ・自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者。 ・就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、適職に就くために対象教育訓練が必要であると認められること
事業の概要	対象教育訓練を受講し、修了した場合にその経費の60%（※1）を支給。 ※1 上限額 （1）雇用保険の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の対象となる講座を受講した場合 最大20万円 （2）雇用保険の専門実践教育訓練給付金の対象となる講座を受講した場合 修学年数×40万円（最大160万円）

	※(2)について、修了後 1 年以内に資格取得等し、就職等した場合、現行の 60%に加えて、受講費用の 25%（上限年間 20 万円）を追加支給する（全体で最大 85%の支給とする）。 ※2 雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、その支給額との差額を支給。 ※3 いずれの場合も、1 万 2 千円を超えない場合は支給しない。 ※4 専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者に限り、専門実践教育訓練給付金の指定講座を受講する場合に、6 か月ごとの支給を可能とする。
相談窓口／ 連携先	福祉事務所設置自治体（市町村等）のひとり親支援担当窓口
所管	こども家庭庁支援局家庭福祉課

■ ⑤高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金

対象者	母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20 歳に満たない者）を扶養し、以下の要件を全て満たす者 ・児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること。 ※所得制限水準を超過した場合であっても、1 年に限り引き続き対象とする。 ・養成機関において 6 月以上のカリキュラムを修業し、対象資格（※）の取得が見込まれること ※都道府県等が指定。看護師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、理学療法士、保健師、助産師、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格等。 ・仕事又は育児と修業の両立が困難であること
事業の概要	【高等職業訓練促進給付金】 下記の支給額を修業期間の全期間（上限 4 年） 月額 100,000 円（市町村民税非課税世帯） 月額 70,500 円（市町村民税課税世帯） ※養成機関における課程修了までの期間の最後の 12 か月 月額 140,000 円（市町村民税非課税世帯） 月額 110,500 円（市町村民税課税世帯） 【高等職業訓練修了支援給付金】 下記の支給額を訓練修了後に支給 50,000 円（市町村民税非課税世帯） 25,000 円（市町村民税課税世帯）
相談窓口／ 連携先	福祉事務所設置自治体（市町村等）のひとり親支援担当窓口

所管	こども家庭庁支援局家庭福祉課
----	----------------

■ ⑥高等職業訓練促進資金貸付事業

対象者	高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者 ※高等職業訓練促進給付金と同様に、所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象とする。
事業の概要	① 養成機関への入学時に、入学準備金として 50 万円を貸付 ② 養成機関を修了して資格を取得した場合に、就職準備金として 20 万円を貸付
相談窓口／連携先	都道府県又は指定都市のひとり親支援担当窓口
所管	こども家庭庁支援局家庭福祉課

■ ⑦高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

対象者	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの）、母子家庭及び父子家庭の児童であって、次の要件の全てを満たす者。 ※高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象外。 ・自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等(自立相談支援機関がプランを作成している場合を含む。)を受けていること ・就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること
事業の概要	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）として都道府県等が適当と認めたものを受講する場合に下記を支給。 ※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外。 【通信制の場合】 ① 受講開始時給付金 受講費用の 4 割（上限 10 万円） ② 受講修了時給付金 受講費用の 1 割（①と合わせて上限 12 万 5 千円） ③ 合格時給付金 受講費用の 1 割（①②と合わせて上限 15 万円） 【通学又は通学及び通信併用の場合】 ① 受講開始時給付金 受講費用の 4 割（上限 20 万円） ② 受講修了時給付金 受講費用の 1 割（①と合わせて上限 25 万円） ③ 合格時給付金 受講費用の 1 割（①②と合わせて上限 30 万円） ※いずれの場合も③は受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験に

	全科目合格した場合に支給
相談窓口／ 連携先	福祉事務所設置自治体（市町村等）のひとり親支援担当窓口
所管	こども家庭庁支援局家庭福祉課

■ ⑧在宅就業推進事業

対象者	母子家庭の母・父子家庭の父（離婚前から支援が必要な者を含む。）・寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの）、母子家庭及び父子家庭の児童であって、在宅での就業を希望する者や在宅就業において必要とされるスキルアップを希望する者等
事業の概要	① セミナーの開催、在宅で就業する者同士の情報共有に資するためのサロン事業。 ② 在宅就業コーディネーターによる在宅業務を適切に行うためのノウハウの提供等により、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援。 ※支援期間中に、事業実施主体やその委託先が対象者に対して業務の請負契約を結んだ上で、発注、報酬の支払いを行う。 ※支援期間は原則として最長1年。
相談窓口／ 連携先	母子家庭等就業・自立支援センター
所管	こども家庭庁支援局家庭福祉課

■ ⑨就業情報提供事業

対象者	母子家庭の母・父子家庭の父（離婚前から支援が必要な者を含む。）・寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの）、母子家庭及び父子家庭の児童
事業の概要	① 就業支援講習会等事業による講習会修了者等の求職活動を支援するため、就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録するとともに、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供。 ② インターネット等を活用した情報提供、電子メール相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを実施。
相談窓口／ 連携先	母子家庭等就業・自立支援センター
所管	こども家庭庁支援局家庭福祉課

■ ⑩就業環境整備支援事業

対象者	母子家庭の母・父子家庭の父（離婚前から支援が必要な者を含む。）・寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの）、母子家庭及び父子家庭の児童であって、自宅にP Cやインターネット環境が整備されていないもの。
事業の概要	在宅就業や各種オンライン訓練の受講のために必要なP Cやモバイル Wi-Fi ルーター等の貸出を行う。
相談窓口／連携先	母子家庭等就業・自立支援センター
所管	こども家庭庁支援局家庭福祉課

■ ⑪母子父子寡婦福祉資金貸付

対象者	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者）、母子家庭及び父子家庭の児童等
事業の概要	貸付（※1）によって経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進する。 ※1 ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金 ※2 貸付要件は貸付金ごとに異なります。 ※3 貸付申請から償還の手続きについては、各相談窓口にお問い合わせください。
相談窓口／連携先	都道府県・指定都市・中核市のひとり親支援担当窓口及び福祉担当窓口等
所管	こども家庭庁支援局家庭福祉課

■ ⑫ひとり親家庭住宅支援資金貸付

対象者	児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む）で、「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者
事業の概要	就業等に向けて意欲的に取り組む児童扶養手当受給者等に対し、住居の借り上げに必要となる資金の償還免除付（※1）の無利子貸し付け（※2）を実施。 ※1 1年以内に就職をし、1年間継続して働いたとき等 ※2 原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限7万円）を貸付

相談窓口／ 連携先	都道府県・指定都市のひとり親支援担当窓口等
所管	こども家庭庁支援局家庭福祉課

3. ハローワーク（公共職業安定所）等における支援

※★：ハローワークにおける支援、○：その他の支援

（1）一般向け

★①公共職業訓練

対象者	求職者（主に雇用保険受給者）、在職労働者、高等学校卒業者等
事業の概要	①離職者向け訓練（訓練期間：おおむね3か月～2年） 主に雇用保険を受給している求職者を対象に、就職に必要な職業スキルや知識を習得するため、多様な分野の訓練を実施するもの。 ※雇用保険受給中で要件を満たす場合には、受講期間中に下記を支給。 基本手当＋受講手当(500円／訓練日)＋通所手当(交通費)＋寄宿手当 ②在職者向け訓練（訓練期間：おおむね2日～5日） 主に中小企業に勤める方を対象に、従事されている業務に必要な専門知識及び技能・技術の向上を図るため、高度なものづくりや、地域の実情に応じた分野の訓練を実施するもの。 ③中卒・高卒者向け訓練（訓練期間：1年又は2年） 主に学校卒業者の方を対象に、就職に必要な職業スキルや知識を習得するため、ものづくり等の分野の訓練を実施するもの。
相談窓口／ 連携先	①公共職業安定所 職業訓練窓口 ②（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構のポリテクセンター、ポリテクカレッジ、都道府県の職業能力開発校 ③（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構のポリテクカレッジ、都道府県の職業能力開発校 ※自立相談支援機関からの連携先：公共職業安定所職業訓練窓口
所管	厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室・職業安定局総務課訓練受講支援室

★②求職者支援制度

対象者	求職者（主に雇用保険を受給できない者）
事業の概要	希望職種に応じ、民間教育訓練機関等（厚生労働大臣が認定）において、就職に必要な知識・技術、ビジネスマナーなどの習得を支援。 ※本人月収8万円以下、世帯月収30万円以下等の要件を満たす場合に

	は 下記を支給（職業訓練受講給付金）。 受講手当（月 10 万円）＋通所手当（交通費）＋寄宿手当
相談窓口／ 連携先	公共職業安定所 職業訓練窓口 ※自立相談支援機関からの連携先：公共職業安定所 職業訓練窓口
所管	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室

★ ③教育訓練給付金

対象者	教育訓練の受講開始日時時点で在職中の方又は離職日の翌日から受講開始日までの期間が 1 年以内の方で、雇用保険の被保険者として雇用された期間が 3 年以上（初めて給付を受ける場合は 1 年又は 2 年以上）ある等の要件を満たす者
事業の概要	労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した方に対し、下記の区分に応じて受講費用の一定割合を支給。 ・一般教育訓練給付金：受講費用の 20%(上限 10 万円) ・特定一般教育訓練給付金：受講費用の 40%(上限 20 万円) （令和 6 年 10 月以降に受講を開始した方は、資格取得・就職等した場合は受講費用の 50%（既に支給した額との差額分）を支給。） ・専門実践教育訓練給付金：受講費用の 50%(上限年間 40 万円)を 6 か月毎に支給（資格取得・就職等した場合は受講費用の 70%（既に支給した額との差額分）を支給。さらに、令和 6 年 10 月以降に受講を開始した方で、賃金上昇した場合は受講費用の 80%（既に支給した額との差額分）を支給。） ※教育訓練支援給付金：専門実践教育訓練（通信制・夜間制を除く）を受講し、修了する見込みのある 45 歳未満の若年離職者に対し、基本手当日額の 60%（令和 7 年 3 月末までに受講を開始した方については 80%）を訓練受講中に 2 か月毎に支給。
相談窓口／ 連携先	公共職業安定所 雇用保険給付窓口 ※自立相談支援機関からの連携先：公共職業安定所 雇用保険給付窓口
所管	厚生労働省職業安定局雇用保険課

★ ④ハローワークの一般窓口

対象者	求職者
事業の概要	就職活動の進め方や職業選択・職業生活設計などの相談（キャリアコンサルティング）や、求人情報の提供、応募したい求人企業への紹介（職

	業紹介）等により、仕事探しを支援。
相談窓口／ 連携先	公共職業安定所 一般職業相談窓口
所管	厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室

★ ⑤マザーズハローワーク事業

対象者	子育て中の求職者（男性でも可）
事業の概要	子ども連れで来所しやすい環境を整備し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。子育て中の求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供、再就職に資する各種セミナーを実施。
相談窓口／ 連携先	公共職業安定所 マザーズハローワーク、マザーズコーナー
所管	厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室

★ ⑥生活保護受給者等就労自立促進事業

対象者	生活困窮者、児童扶養手当受給者、生活保護受給者
事業の概要	地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、生活困窮者自立相談支援機関や福祉事務所等とハローワークが一体となった就労支援を実施。担当者制による職業相談・職業紹介や、就職準備プログラムの実施、トライアル雇用の活用、公共職業訓練・求職者支援訓練等により支援。
相談窓口／ 連携先	公共職業安定所 生活保護受給者等就労自立促進事業窓口、常設窓口 ※自立相談支援機関からの連携先：公共職業安定所 生活保護受給者等就労自立促進事業担当（常設窓口が設置されている自治体の場合は、常設窓口）
所管	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室

（２）若年者向け

★ ①フリーター等への就職支援

対象者	おおむね 35 歳未満で正社員就職を希望する求職者のうち、フリーター等の安定した就労経験が少ない者
事業の概要	担当者制による個別支援計画の作成、職業相談・職業紹介や、正社員就職に向けたセミナー・グループワーク等の実施、就職後の定着支援等により支援。
相談窓口／	わかものハローワーク、公共職業安定所内わかもの支援コーナー又はわ

連携先	かもの支援窓口
所管	厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室

★②新卒者等への就職支援

対象者	学校等（中学校、高等学校、専修学校、高等専門学校、短期大学、大学又は大学院等）の卒業・修了予定者又は卒業・修了後3年以内の者
事業の概要	学校等と連携し、担当者制による定期的な求人情報の提供、就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、職業紹介、面接対策等の個別支援や、職業適性検査・各種セミナーの実施、就職後の定着支援等により支援。
相談窓口／ 連携先	新卒応援ハローワーク、公共職業安定所内学卒部門
所管	厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室

○③地域若者サポートステーション

対象者	就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）
事業の概要	キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、個別の支援計画を作成し、コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナー、職場体験プログラムなど、利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラムを実施するとともに、就職後の職場定着やステップアップに向けたフォローアップ相談を実施。
相談窓口／ 連携先	地域若者サポートステーション
所管	厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室

○④ジョブカフェ（若年者のためのワンストップサービスセンター）

※都道府県労働局が委託する若年者地域連携事業を含む。

対象者	若年失業者、フリーター、学生・生徒等
事業の概要	地方自治体と地域の企業、学校等の連携・協力の下、地域の実情に応じた若年者に対する職業、能力開発等に関する情報提供、インターンシップ等職場体験機会の確保、キャリアコンサルティング、職業紹介等の雇用関連サービスをワンストップで提供。 ※職業紹介は併設するハローワーク等で行う。
相談窓口／ 連携先	都道府県 ジョブカフェ

所管	各都道府県 ※若年者地域連携事業については厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室
----	---

(3) 中高年層向け

★①中高年層（ミドルシニア）専門窓口事業

対象者	中高年層（ミドルシニア）（おおむね 35 歳以上 59 歳以下）の不安定就労者・失業者・無業者で、正社員での就職を希望する者
事業の概要	担当者制により、各種支援施策の紹介、一般的な職業相談・職業紹介、中高年層（ミドルシニア）限定・歓迎求人等の求人情報の提供等により支援。
相談窓口／連携先	公共職業安定所 中高年層（ミドルシニア）専門窓口
所管	厚生労働省職業安定局首席職業指導官室

(4) 高齢者向け

★①生涯現役支援窓口事業

対象者	おおむね 60 歳以上の高年齢求職者のうち、長期失業者、離転職を繰り返す者等
事業の概要	担当者制による、就労経験等を踏まえた職業生活の再設計に関する相談・援助、職場体験・職場見学・セミナーの実施及び求人開拓等、総合的な就労支援を実施。
相談窓口／連携先	公共職業安定所 生涯現役支援窓口 窓口設置安定所一覧： https://www.mhlw.go.jp/content/11700000/001382583.pdf
所管	厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課

○②シルバー人材センター事業

対象者	臨時的・短期的又は軽易な就業を希望するおおむね 60 歳以上の高年齢者
事業の概要	シルバー人材センターにおいて、企業や家庭、官公庁から仕事（※）の発注を受け、会員となっている高年齢者に有償で仕事を依頼するもの。 ※おおむね月 10 日程度以内、又は 1 週間当たりの就業時間が 20 時間を超えない就業。
相談窓口／連携先	市区町村シルバー人材センター
所管	厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課

(5) 外国人向け

★ ①外国人雇用サービスセンター

対象者	専門的・技術的分野の在留資格の外国人、日本での就職を希望する外国人留学生
事業の概要	専門相談員による職業相談・職業紹介や、外国人留学生向けの就職ガイダンス・インターンシッププログラムの提供・就職面接会の実施など、専門的かつきめ細かな就職支援を行う。
相談窓口／連携先	各外国人雇用サービスセンター（東京、名古屋、大阪、福岡）
所管	厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

★ ②外国人雇用サービスコーナー

対象者	日系人等の身分に基づく在留資格の外国人を中心とした外国人求職者全般
事業の概要	地域の特性に応じた言語の通訳を配置し、専門相談員による就職支援を実施。
相談窓口／連携先	一部の公共職業安定所（全国 139 か所）
所管	厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

★ ③留学生コーナー

対象者	日本での就職を希望する外国人留学生
事業の概要	外国人雇用サービスセンターと連携し、専門相談員による在留資格を踏まえた職業相談・職業紹介など、きめ細かな就職支援を実施。
相談窓口／連携先	一部の新卒応援ハローワークや公共職業安定所（全国 56 か所）
所管	厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

★ ④外国人就労・定着支援事業

対象者	日系人等の身分に基づく在留資格の外国人等
事業の概要	日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修を実施。 修了者に対し、公共職業安定所や地域の NPO 団体等と連携し、就労・定

	着支援を実施。
相談窓口／ 連携先	実施地域を管轄する公共職業安定所
所管	厚生労働省職業安定局外国人雇用課

（６）障害者向け

○ ①障害者就業・生活支援センター

対象者	就職及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者
事業の概要	窓口での相談や職場・家庭訪問等により、就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん、障害者の特性、能力に合った職務の選定、就職活動の支援、職場定着に向けた支援等）と生活面での支援（生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言や、住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言等）を一体的に行う。
相談窓口／ 連携先	障害者就業・生活支援センター
所管	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課地域就労支援室

○ ②地域障害者職業センター

対象者	就職を希望する障害者
事業の概要	個々の状況に応じた職業リハビリテーション計画の策定、職業準備訓練及びジョブコーチによる職場適応の支援等の各種の職業リハビリテーションを実施。 ※職業評価、職業準備訓練、ジョブコーチ支援等の事業毎の担当者制であること。
相談窓口／ 連携先	地域障害者職業センター
所管	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課地域就労支援室

★ ③公共職業訓練（障害者訓練）

対象者	障害者手帳を有する者 医師の診断書や意見書等により障害を有することが確認できる者
事業の概要	希望職種に応じ、下記の訓練施設において、就職に必要な知識・技術、ビジネスマナーなどの習得を支援。 ・ 国立職業リハビリテーションセンター、国立吉備高原職業リハビリセンター、障害者職業能力開発校（実施機関：国）

	・ 障害者職業能力開発校（実施機関：都道府県） ・ 民間教育訓練機関等（都道府県からの委託） ※雇用保険受給中で要件を満たす場合には、受講期間中に下記を支給。 基本手当＋受講手当(500 円／訓練日)＋通所手当(交通費)＋寄宿手当
相談窓口／ 連携先	公共職業安定所 職業訓練窓口
所管	厚生労働省人材開発統括官特別支援室

★ ④ハローワーク専門援助部門による支援

対象者	身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等のある求職者
事業の概要	担当者制による障害特性に応じた専門的な職業相談・職業紹介や就職後の定着支援等。 障害者が利用している関係機関とチームを結成し、就職から職場定着までの一貫した支援を行う。
相談窓口／ 連携先	公共職業安定所 障害者支援担当窓口
所管	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

（７）刑務所出所者等向け

★ ①刑務所出所者等就労支援事業（ハローワーク）

対象者	矯正施設在所者、保護観察対象者等、その他の矯正施設出所者
事業の概要	矯正施設又は保護観察所からの支援依頼のなされた「支援対象者」に対して、非公開の「刑務所出所者等専用求人」を活用し、担当者制による職業相談・職業紹介や就職後の定着支援等を実施。 ○矯正施設在所者： 矯正施設からの依頼を受けて、ハローワーク職員が矯正施設への巡回相談を実施。 ○保護観察対象者等： 保護観察所からの依頼を受けて、ハローワーク職員が保護観察官とチームを作り、本人に適した就労支援の方法を検討した上で、ハローワーク窓口において、職業相談・職業紹介を実施。 ○その他の矯正施設出所者： 支援対象者ではない矯正施設出所者が来所した場合は、ハローワークにおいて、求人者の承諾を得た上で刑務所出所者等専用求人も活用しながら職業相談・職業紹介を実施。
相談窓口／ 連携先	公共職業安定所（専門援助窓口、職業相談窓口）

所管	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室
----	------------------------

○ ②更生保護就労支援事業

対象者	受刑者等（刑事施設受刑者・少年院在院者）又は保護観察対象者等（保護観察対象者・更生緊急保護対象者・刑執行終了者等に対する援助の対象者（ただし、保護観察又は更生緊急保護の期間中に本事業による支援を開始し、保護観察等に引き続いて刑執行終了者等に対する援助の対象者となった者に限る。))のうち、就労が困難な者
事業の概要	①就職活動支援（支援対象者と面接等により接触し、希望及び職業適性等を把握し、職業選択や就職活動に関する情報提供・助言、就職面接への付添い、他の就労支援メニュー等の活用の助言等の支援を行う。） ②職場定着支援（職場訪問、面接、電話連絡等により、就労状況を把握し、職場マナーや他の職員とのコミュニケーションの在り方等に関する指導、トラブルの改善方法等について助言等を行い、職場に確実に定着できるよう支援を行う。） ※いずれも支援の期間は原則保護観察又は更生緊急保護の期間内で、おおむね3か月程度。
相談窓口／連携先	保護観察所
所管	法務省保護局更生保護振興課

4. 障害福祉サービスによる支援

◆ ①就労移行支援

対象者	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じて適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者等
事業の概要	一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施。 ※利用者ごとに、標準期間（24ヶ月）内で利用期間を設定（市町村審査会の個別審査において必要性が認められた場合は最大1年間の更新可能。）。
相談窓口／連携先	市区町村の障害福祉サービス窓口・特定相談支援事業者
所管	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

◆ ②就労継続支援 A 型（雇用型）

対象者	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
-----	---------------------------------

	② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者（R4 障害者総合支援法改正法により新設）
事業の概要	① 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供。 ② 一般就労に必要な知識、能力が高まった者に対し、一般就労への移行に向けて支援 ※ 利用期間の制限なし。
相談窓口／連携先	市区町村の障害福祉サービス窓口・特定相談支援事業者
所管	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

◆ ③就労継続支援 B 型（非雇用型）

対象者	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者 ④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者（R4 障害者総合支援法改正法により新設）
事業の概要	① 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）する。 ② 一般就労に必要な知識、能力が高まった者に対し、一般就労等への移行に向けて支援 ※利用期間の制限なし。
相談窓口／連携先	市区町村の障害福祉サービス窓口・特定相談支援事業者
所管	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

◆ ④就労定着支援

対象者	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就
-----	----------------------------------

	労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
事業の概要	障害者本人との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる下記の支援を実施。 ・利用者の自宅・企業等を訪問し、障害者本人に対して対面で必要な支援を実施。（月1回以上） ・対象者を雇用している企業を訪問し、連絡調整や助言を実施。 ※利用期間は最大3年間(利用期間終了後は必要に応じて障害者就業・生活支援センター等の関係機関へ引き継ぐ。)
相談窓口／ 連携先	市区町村の障害福祉サービス窓口・特定相談支援事業者
所管	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

自立相談支援事業

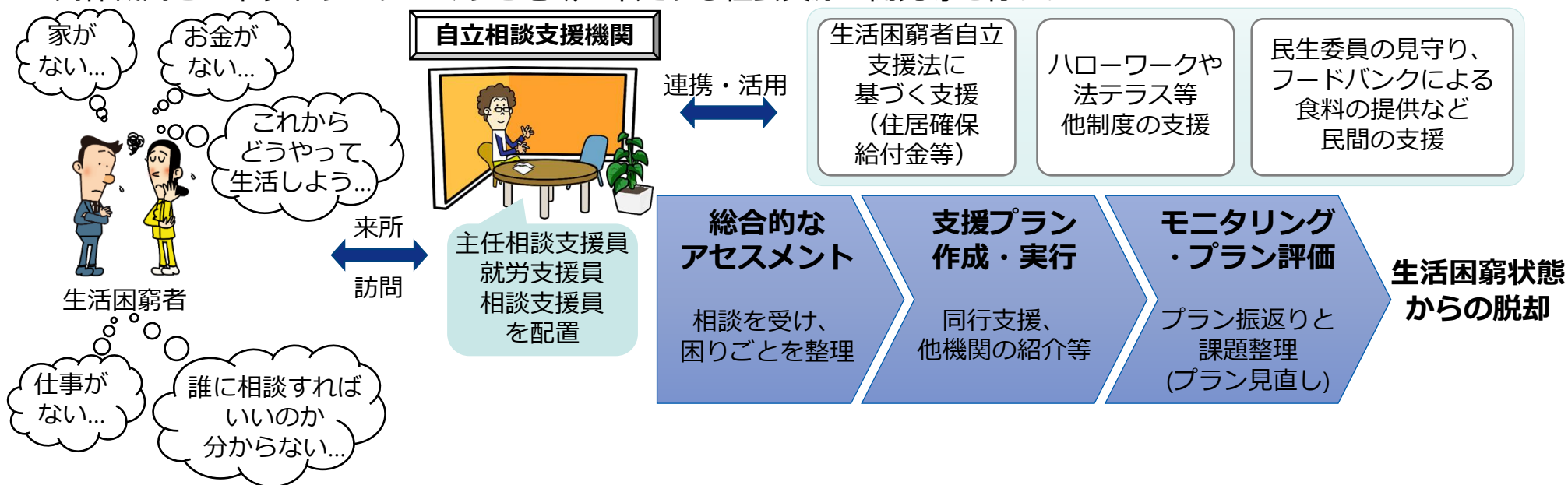
【実績等】・907自治体1,387か所（R5）
 ・新規相談受付件数293,455件（R5）
 ・プラン作成件数93,282件（R5）

対象者

生活困窮者・生活困窮者の家族その他の関係者

支援の概要

- 制度の入り口として相談に応じ、就労や住まいの課題をはじめとする様々な課題を評価・分析（アセスメント）してその状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要な支援の提供につなげる。
- 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、より早く生活困窮状態から抜け出すことができる。
- 地域における相談支援機能や居場所等を充実させることができる。

就労準備支援事業

対象者

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をするのが難しく、就労に向けた準備が必要な者

※世帯全体でみると収入があるなど、収入・資産要件に該当しなくても、本人には収入がなく、家族の失職などのきっかけで困窮に陥りやすいケースなど就労準備支援事業による支援が必要と認める者は幅広く対応。

支援の概要

- ・（利用前）自立支援機関のアセスメント、支援方針の決定の過程から就労準備支援員も積極的に関与し、就労準備支援事業のプログラムを試行的に利用しながら、就労面でのアセスメントを行う。
- ・（利用決定）支援プログラムを作成し、原則1年の利用とする（必要に応じて延長可能）。

本人の状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
- 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手（避けてしまう）
- 自尊心や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
- 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足している

等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の3つの自立を想定した多様な支援メニューを開発し、通所、合宿等の様々な形態で実施する。



（グループワーク）



（農作業体験）



（職場見学・就労体験）

- 地域を支援の場として活用すると、多様な人との関係性の中で本人の気持ちの変化や自己理解が深まる効果がある。

期待される効果

- ・ 社会生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。

認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

【実績（R6.3.31時点）】

- ・認定件数2,290件
- ・利用件数691件

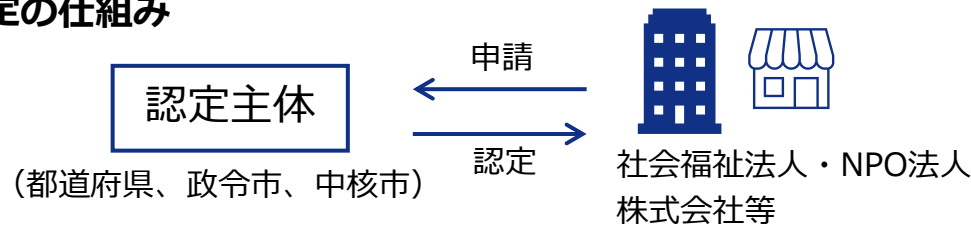
対象者

本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者

支援の概要

- ・認定を受けた法人で、**実際の業務を体験するなどの実践的な訓練を段階的（非雇用型・雇用型）に行うことにより、就労に必要な知識や経験を習得することを目指す。**

①認定の仕組み



②訓練の種類

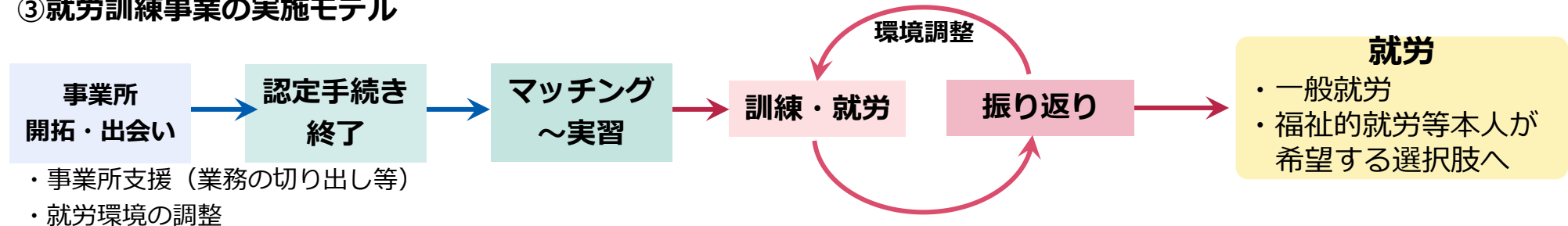
非雇用型

- ・無償・有償での就労訓練が可能
- ・本人の体調や作業内容について調整

雇用型

- ・最低賃金～給与規定に沿った賃金
- ・就労条件における一定の配慮や対応

③就労訓練事業の実施モデル



期待される効果

- ・対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、本人が希望する就労に向けたステップアップを実現。
- ・また、認定就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓（地域づくり）を実現。

住居確保給付金（家賃補助、転居費用補助）

【実績（家賃補助）】

- ・新規決定9,478件
- ・支給済額22.6億円（いずれもR5実績）

対象者

- ・家賃補助：離職・廃業や休業等により住居を失うおそれが生じ、再就職に向けた活動を行っている者
- ・転居費用補助：収入が大きく減少し、住居を失うおそれが生じ、家計の改善のために、家賃が安い住宅に転居する必要がある者

＜支給要件＞

・家賃補助：

○**収入要件**：市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）＋家賃額

○**資産要件**：市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額

（特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円）

○**求職活動要件**：ハローワークなどに申し込んで、求職活動を行うこと。

（自営業の場合、経営の改善に取り組むことで可となる場合もある）

・転居費用補助：

○**収入要件、資産要件**：家賃補助と同じ。

○**家計改善に関する要件**：家計改善の支援において転居によって家計が改善することが認められること。



支援の概要

- ・**家賃補助**：＜**支給額**＞家賃額（住宅扶助額を上限）※特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円

＜**支給期間**＞原則3か月（最長9か月まで延長可能）

- ・**転居費用補助**：＜**支給額**＞新たな住居の確保に要する費用（転居先の自治体における住宅扶助額に基づく額の3倍の額を上限）

＜**対象経費**＞転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料等）、転居先への家財の運搬費用

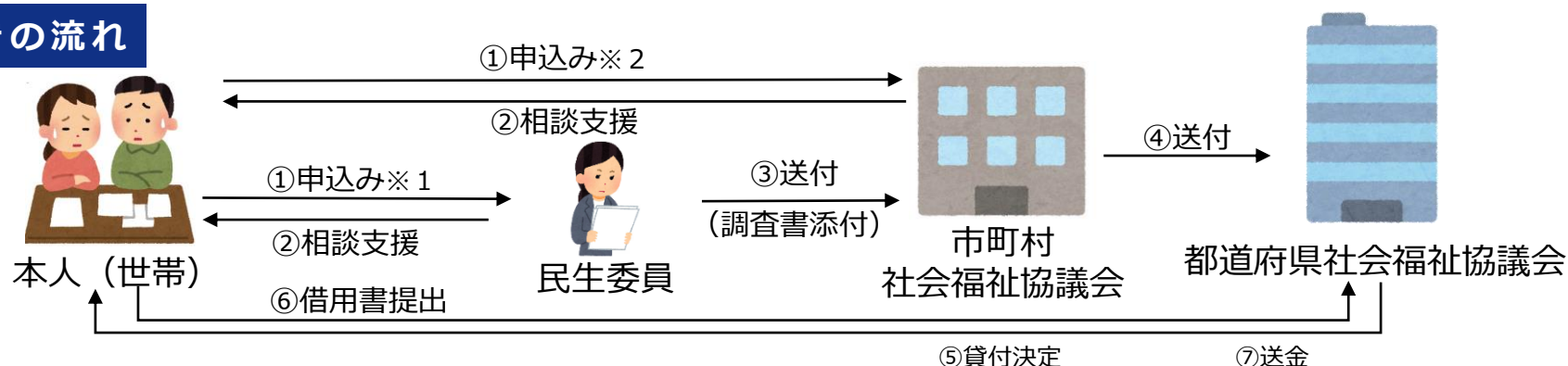
期待される効果

- ・家賃補助：安心して求職活動に取り組むことができ、就労を実現することができる。
- ・転居費用補助：家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができる。

生活福祉資金貸付制度

実施主体	都道府県社会福祉協議会		
目的	資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立・社会参加の促進等を図り、安定した生活を送ることができるようにする。		
貸付対象	・低所得世帯・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税相当） ・障害者世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等のいる世帯 ・高齢者世帯・・・65歳以上の高齢者のいる世帯		
資金の種類	・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費） ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金） ・教育支援資金（教育支援費、就学支度費） ・不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）		
貸付金利子	・連帯保証人を立てた場合 ・連帯保証人を立てない場合	無利子 年1.5%	注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子 注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート（R6.4.1時点年1.60%）のいずれか低い利率

貸付手続きの流れ



※1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み

注 他の支援機関からの支援を受けている場合や、民生委員を経由して申し込むことに困難な事情がある場合を除く

※2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み

※3 総合支援資金及び緊急小口資金は、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体や関係機関から貸付後の継続的な支援をうけることに同意することが条件。

事業の目的

○母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスを提供する事業。

事業の概要

【拡充内容】

- 個々の補助メニューごとに設けていた補助単価（上限額）を撤廃する。
- 自治体の創意工夫による就業・自立支援に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。

ひとり親家庭等就業・自立支援事業

①就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施 等

④在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援 等

⑦先駆的な取組（新規）

- ・①～⑥のほか、就業・自立支援に資するものとして、先駆的な取組による支援

②就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

⑤広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施 等

③就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談 等

⑥就業環境整備支援事業

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村

※都道府県・指定都市・中核市と一般市等の区分けを撤廃

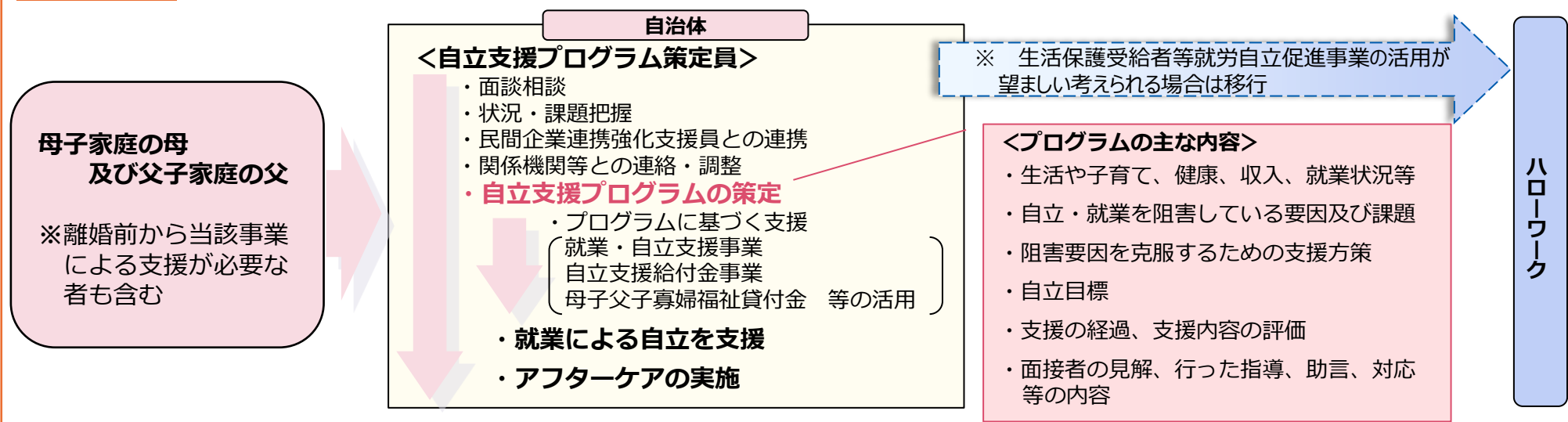
【補助率】 国：1/2、都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村：1/2

【補助単価】 1か所あたり **43,891千円**

事業の目的

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。

事業の概要



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国10/10

【補助基準額】

1プログラムあたり20千円 ※アフターケアを行う場合20千円を加算
キャリアコンサルタントによる講習等受講経費
1自治体あたり97千円

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	45か所 (72.6%)	493か所 (63.2%)	599か所 (65.9%)

(注) () 内は、都道府県、市等における実施割合。

【事業実績】

	策定件数	就業実績
令和4年度	5,302件	3,409件

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

<対象者>

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

<対象講座>

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
- ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

<支給内容>

1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 ※1※2
 - ※1 修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給（最大85%の支給）
 - ※2 6か月ごとの支給が可能
 2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 3 / 4、都道府県等 1 / 4

【事業実績】 令和4年度支給件数 2,005件
就業実績 1,559件

【実施自治体数】

(注) () 内は、都道府県、市等における実施割合。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	61か所 (98.4%)	725か所 (92.9%)	853か所 (93.8%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

事業の概要

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ※ 所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格 等

実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

【補助率】国 3 / 4、都道府県等 1 / 4

【支給対象期間】修業する期間（上限 4 年）

【支給額】月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

修学の最終年限 1 年間に限り支給額を 4 万円加算する。

【令和 4 年度総支給件数】8,093件（全ての修学年次を合計）

【令和 4 年度資格取得者数】2,929人（看護師 984人、准看護師 723人、保育士 264人、美容師 129人など）

【令和 4 年度就職者数】2,149人（看護師 846人、准看護師 419人、保育士 203人、美容師 98人など）

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	751か所 (96.3%)	880か所 (96.8%)

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

事業の目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

<対象者>

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

<貸付額>

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付
- ※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

<返済免除>

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
- ② 都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

【補助率】

- ① の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）
- ② の場合：定額（9／10相当） ※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担

【貸付実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入学準備金（貸付件数）	1,542件	1,290件	1,166件	1,193件	1,077件
就職準備金（貸付件数）	907件	889件	916件	915件	759件

事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

事業の概要

<対象者>

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること
 - ② 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること

<対象講座>

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

<支給内容>

（１）通信制の場合

- ① 受講開始時給付金：
受講費用の4割（上限10万円）
- ② 受講修了時給付金：
受講費用の1割（①と合わせて上限12万5千円）
- ③ 合格時給付金：
受講費用の1割（①②と合わせて上限15万円）

（２）通学又は通学及び通信併用の場合

- ① 受講開始時給付金：
受講費用の4割（上限20万円）
- ② 受講修了時給付金：
受講費用の1割（①と合わせて上限25万円）
- ③ 合格時給付金：
受講費用の1割（①②と合わせて上限30万円）

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 3 / 4、都道府県等 1 / 4

【R4実施自治体数】 381自治体

【R4支給実績】 事前相談：189人 支給者数：119人

事業の目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

事業の概要

【貸付対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】 国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市 1 / 3

【貸付実績（令和4年度）】

- | | | |
|-----------|---------------------------------|----------------------------|
| ① 母子福祉資金： | 9 7 億 9, 5 9 6 万円（1 7, 4 7 3 件） | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
| ② 父子福祉資金： | 6 億 9, 8 8 6 万円（ 1, 1 8 5 件） | |
| ③ 寡婦福祉資金： | 2 億 7, 4 0 7 万円（ 3 9 2 件） | |

事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けることにより、就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

【対象者】

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む。ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円→**上限7万円**）を貸付**《拡充》**

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利 息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体等

- 実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）
- 実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9／10相当）
※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担（特別交付税措置）

ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)の全体像



公共職業訓練

離職者向け

対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者**(無料(テキスト代等除く))

訓練期間：概ね3か月～2年

実施機関

※受講期間中
基本手当+受講手当(500円/訓練日)+通所
手当+寄宿手当を支給

国 (ポリテクセンター)	都道府県 (職業能力開発校)	民間教育訓練機 関等(都道府県から の委託)
主にものづくり分野の 高度な訓練を実施 (金属加工科、住 環境計画科等)	地域の実情に応じた多 様な訓練を実施(木 工科、自動車整備科 等)	事務系、介護系、 情報系等モデルカリ キュラムなどによる訓練 を実施



在職者向け

対象：在職労働者(有料)

訓練期間：概ね2日～5日

実施機関：○国(ポリテクセンター・ポリテクカレッジ)

○都道府県(職業能力開発校)

学卒者向け

対象：高等学校卒業者等(有料)

訓練期間：1年又は2年

実施機関：○国(ポリテクカレッジ)

○都道府県(職業能力開発校)

障害者向け

対象：ハローワークの求職障害者(無料)

訓練期間：概ね3か月～1年

実施機関：○国(障害者職業能力開発校)

・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構営

・都道府県営(国からの委託)

○都道府県(障害者職業能力開発校、職業能力開発校)

○民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)

求職者支援訓練

対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険を受給できない方**

(無料(テキスト代等除く))

※受講期間中 受講手当(月10万円)+通
所手当(※)+寄宿手当を支給(本収入
が月8万円以下、世帯収入が月30万円以下
等、一定の要件を満たす場合)

訓練期間：2～6か月

※職業訓練受講給付金の支給対象とならない方も、一定の
要件(本収入12万円以下、世帯収入34万円以下等)を
満たしていれば、通所手当のみ受給が可能。

実施機関

民間教育訓練機関等 (訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)	
<基礎コース> 社会人としての 基礎的能力を習 得する訓練	<実践コース> 基礎的能力から実践的能力まで一括し て習得する訓練 (介護系(介護福祉サービス科等)、情報系 (ソフトウェアプログラマー養成科等)、医療事 務系(医療・調剤事務科等)等)



令和5年度 公共職業訓練 実績	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
離職者訓練	95,752	-	24,673	-	71,079	-
うち施設内	30,633	86.4%	24,673	87.7%	5,960	82.7%
うち委託	65,119	73.6%	-	-	65,119	73.6%
在職者訓練	114,552	-	70,789	-	43,763	-
学卒者訓練	14,872	96.4%	5,367	99.6%	9,505	95.3%
合計	225,176	-	100,829	-	124,347	-

令和5年度 公共職業訓練 実績 障害者訓練 (離職者訓練の うち施設内)	合計		国立機構営		国立都道府県営		都道府県立	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
	1,244	68.9%	329	85.6%	733	64.8%	182	68.1%

令和5年度求職者支援訓練 実績
(基礎コース) 6,019人 就職率：60.1% (実践コース) 38,680人 就職率：60.6%

教育訓練給付金とは

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した方に対し、受講費用の一定割合を支給する制度。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類あり、給付率が異なる。

現在は、**約16,000講座**が対象講座として登録されている。

対象講座

①一般教育訓練給付金

- ・雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練
- ・**受講費用の20%（上限10万円）**を受講修了後に支給

②特定一般教育訓練給付金

- ・雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練
- ・**受講費用の40%（上限20万円）**を受講修了後に支給
- ・訓練修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合には、**受講費用の50%（上限25万円。既に支給した額との差額分。）**を支給（令和6年10月1日以降に受講を開始した方に限る。）（追加給付）

③専門実践教育訓練給付金

- ・雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち、中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練
- ・**受講費用の50%（上限年間40万円）**を6か月ごとに支給
- ・訓練修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合には、**受講費用の70%（上限年間56万円。既に支給した額との差額分。）**を支給（追加給付①）
- ・訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合、**受講費用の80%（上限年間64万円。既に支給した額との差額分。）**を支給（令和6年10月1日以降に受講を開始した方に限る。）（追加給付②）

※専門実践教育訓練（通信制・夜間制を除く）を受講し、修了する見込みのある45歳未満の若年離職者に対して、**教育訓練支援給付金**として、基本手当日額の60%を訓練受講中に2か月ごとに支給（令和7年3月末までに受講を開始した方については80%）

受給要件

教育訓練給付金を受けるには、雇用保険の加入期間や離職後1年以内等の要件を満たす必要がある。

受給対象者となるか否かの大まかなフローは以下のとおり。

受講希望者はハローワークでより詳しい受給資格確認を行うことも可能。

受講開始日時点で、在職中で雇用保険に加入している

はい

いいえ

離職してから1年以内である

妊娠、出産、育児、疾病、負傷などの理由により
適用対象期間の延長を行った場合は最大20年以内

はい

いいえ

今までに教育訓練給付金を受けたことがない

その他の支援策として、
主に離職中の方を対象とした
求職者支援訓練などがある

はい

いいえ

雇用保険の加入期間が
1年以上ある

前回の受講開始日以降、雇用
保険の加入期間が3年以上ある

専門実践教育訓練を受講する場合は2年以上

はい

いいえ

はい

いいえ

教育訓練給付金が受けられます

教育訓練給付金が受けられます

必要な雇用保険の加入期間を
過ぎると教育訓練給付金が受
けられます

※ただし、平成26年10月1日以降に教育
訓練給付金の支給を受けている場合、前回
の支給日から今回の受講開始日までに3年
以上経過している必要があります。

受給手続

教育訓練給付金の受給手続は以下のとおり。

一般教育訓練及び特定一般教育訓練は**受講修了後に申請**（修了日の翌日から1か月以内）。

特定一般教育訓練は上記の申請後、訓練修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合は、資格取得または就職のいずれか遅い日の翌日から1か月以内に追加給付分を申請。

専門実践教育訓練は受講中・修了後は**6か月ごとに申請**。訓練修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合は、資格取得または就職のいずれか遅い日の翌日から1か月以内に追加給付分①を申請。さらに、賃金が上昇した場合は、資格取得または就職のいずれか遅い日の翌日から1年以内に追加給付分②を申請。

※教育訓練支援給付金は**2か月ごとにハローワークが指定する認定日に申請**。

専門実践教育訓練

特定一般教育訓練

一般教育訓練

訓練前キャリアコンサルティング
どのハローワークでも受けることができます

受給資格確認

受講開始日の1か月前までに、お住まいを管轄するハローワークで行います

講座の受講

講座の受講・修了

支給申請

講座受講中、講座開始日から6か月毎の応
当日の翌日以降1か月以内

支給申請

修了日の翌日から1か月以内

講座の修了

支給申請

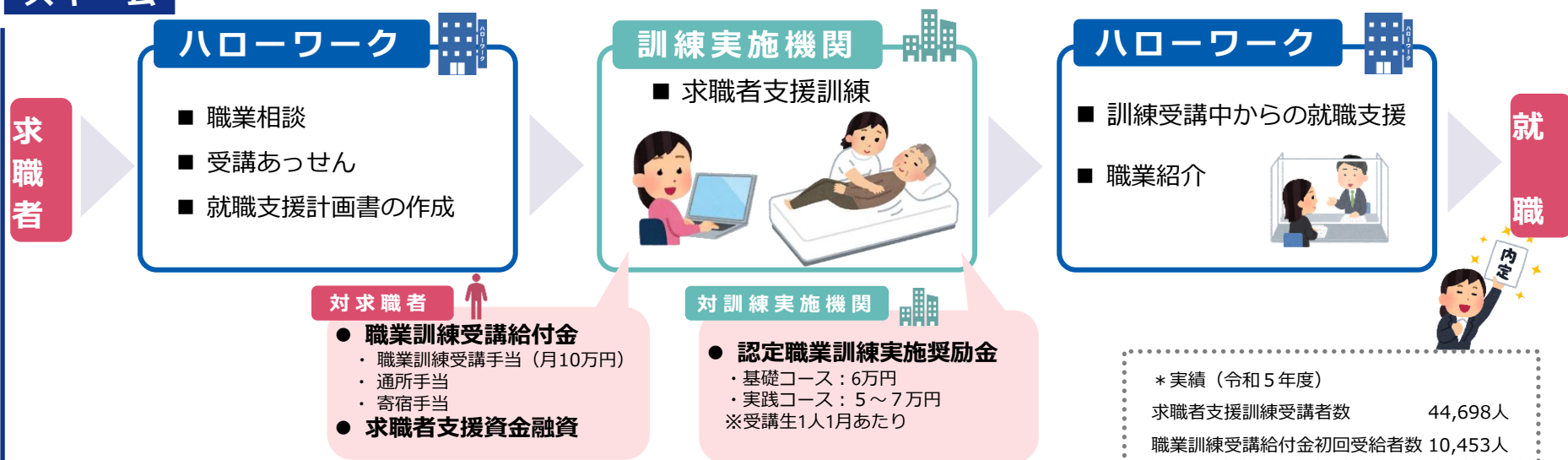
修了日の翌日から1か月以内

求職者支援制度について

概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、月10万円の生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）を受給しながら無料の職業訓練を受講し、再就職、転職、スキルアップを目指す制度
- ハローワークにおいて、訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで一貫した就職支援を実施
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練の受講が可能

スキーム



基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	2か月から4か月	
	訓練分野	ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科など	
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	2か月から6か月	
	訓練分野	IT 営業・販売・事務 医療事務 介護福祉 デザイン その他	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など OA経理事務科、営業販売科など 医療・介護事務科、調剤事務科など 介護職員初任者研修科、介護職員実務者研修科など 広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など 3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

マザーズハローワーク事業

1 事業の目的

子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、専門支援窓口「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置。
子ども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制の個別支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援の拡充

設置箇所	マザーズハローワーク	マザーズコーナー
21か所→	23か所	
185か所→	183か所	

支援内容

実施体制	職業相談員	就職支援ナビゲーター	求人者支援員
239人 →	239人	321人 →	325人
		31人 →	33人

事業実績

令和5年度重点支援対象者 就職件数
63,081件



・一人ひとりの状況に応じた きめ細かな就職支援

担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。地域の子育て支援拠点や子育て中の女性等の支援に取り組むNPOへのアウトリーチ型支援（出張相談、就職支援セミナー）のための就職支援ナビゲーターを配置（21か所→23か所）。

・求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供

・就職活動に向けた心構え、面接対策、パソコン講習など、再就職に資する各種セミナーの実施

・各種就職支援サービスのオンライン化の推進

子育て中の女性等が自宅でも求職活動ができるよう、全国のマザーズハローワーク及び主要なマザーズコーナー（21か所→53か所）において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」を実施。SNS、HPを活用したイベント情報発信によりマザーズハローワークの利用を促進。

マザーズハローワークへの誘導

就職支援メニューの提供

就職

・SNS・HPによる
情報発信



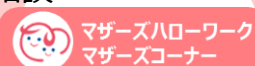
子育て中
の女性等

・キッズコーナー等の整備

・アウトリーチ型支援の
実施（出張相談・出張セミナー）

・職業相談
（担当者制・予約制）
オンライン職業相談

・職業紹介
オンライン職業紹介



・オンライン求人情報提供

・仕事と子育てが両立しやすい
求人情報の収集・開拓

・セミナー（面接対策等）
パソコン講習
・オンラインセミナー・面接会

・保育情報や子育て支援
サービス情報の提供



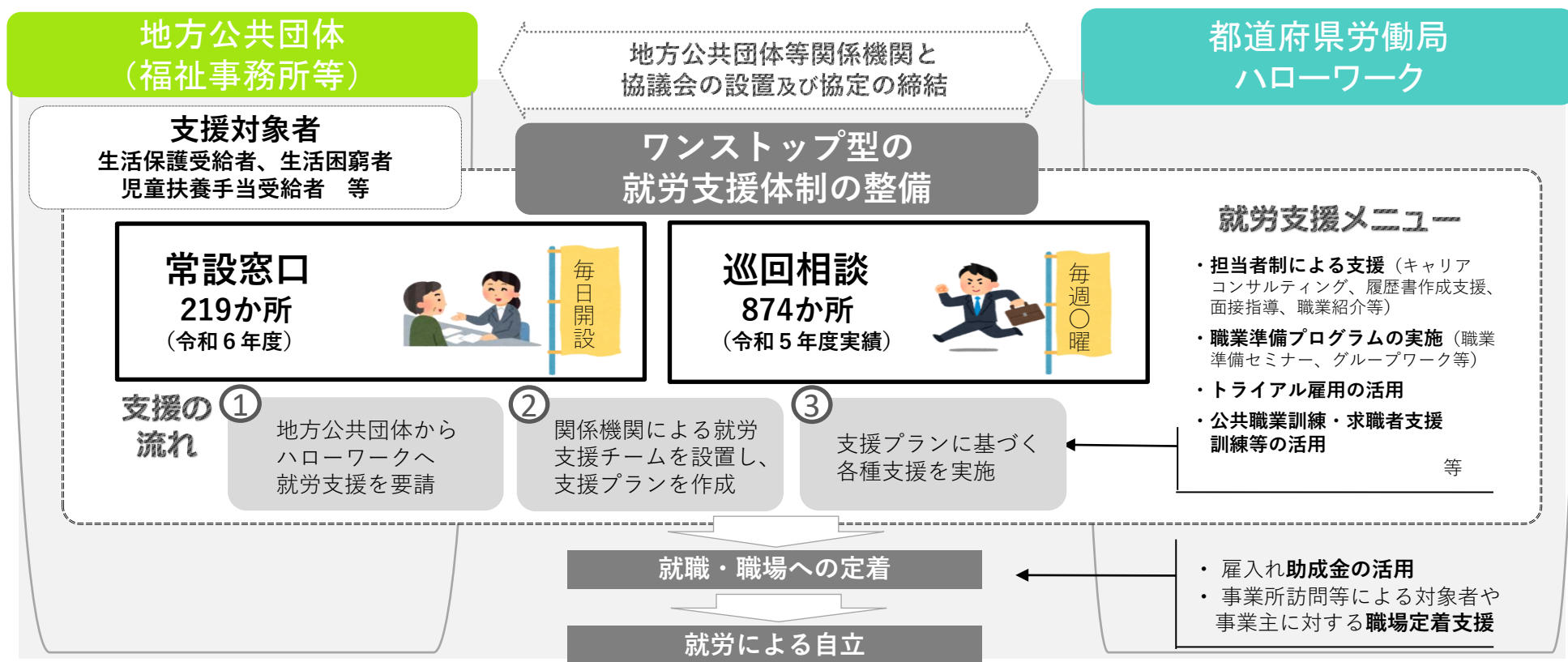
生活保護受給者等就労自立促進事業

1 事業の目的

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。

特に生活保護受給世帯のうち稼働能力を有する「その他の世帯」数は高止まりの状態であるため、チーム支援及び担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど、福祉事務所等と連携した就労支援を推進。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



フリーター等への就職支援

1 目的

- 若者のキャリア形成の初期段階において、基本的な職業能力の習得がなされないまま不安定就労の期間が長く続いた場合、その期間が長いほど、その後の正社員就職が困難となる傾向がみられる。
- また、非正規雇用は、収入やキャリア形成、社会保障など様々な面で課題があり、経済社会全体にも影響を及ぼしかねない。
- このため、**正社員就職を希望するおおむね35歳未満の求職者であって、安定した就労の経験が少ない者に対して、「わかものハローワーク」等を拠点としたきめ細かな就職支援を実施する。**

2 概要



3 実績

ハローワークにおけるフリーター等の正社員就職者数：約9.8万人（令和5年度）

新卒者等への就職支援

1 目的

- 少子化に伴い若年労働力人口が減少する中で、次代を担う若者が安定した雇用の中で経験を積みながら職業能力を向上させ、働きがいを持って仕事に取り組んでいく社会を築くことは、我が国の経済社会の発展を図る観点からも重要な課題。
- また、新卒者の就職状況は改善する一方で、心身の不調や家庭・経済環境の問題といった深刻な課題を抱えた新卒者が一定数存在。企業における若年者の人材確保難や早期離職問題も顕在化。
- このため、全都道府県に**ワンストップで新卒者等を支援する「新卒応援ハローワーク」**を設置し、**大学等との連携の下、きめ細かな就職支援を実施**することにより、新卒者等の安定就職と企業の人材確保を推進する。

2 概要



3 実績

新卒者等の正社員就職者数：約15.8万人（令和5年度）

地域若者サポートステーション事業

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

2 事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和6年度177か所（全都道府県に設置）。

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、個別の支援計画を作成。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラムを実施。
- オンラインによる個別相談等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた職場体験プログラムを実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- 合宿形式を含めた集中訓練プログラムを実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談を実施。
- 地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）。



就職等者数

12,255人

（令和5年度）

就職等率

(=就職等者数/新規登録者数)

71.7%

（令和5年度）

総利用件数

491,394件

（令和5年度）

新規登録者数

17,096人

（令和5年度）



若年者地域連携事業の概要

- 若年者のためのワンストップサービスセンター（いわゆる「ジョブカフェ」）とは、平成15年6月に関係4大臣で合意された「若者自立・挑戦プラン」に基づく施設（平成16年度から開始）。都道府県の主体的な取組として、若年者に対する幅広い就職関連サービスをワンストップで提供。

※1 46都道府県（103か所。類似施設のある香川県を除く）に設置（令和6年4月現在）

※2 若年者地域連携事業としては47都道府県で実施（令和6年4月現在）

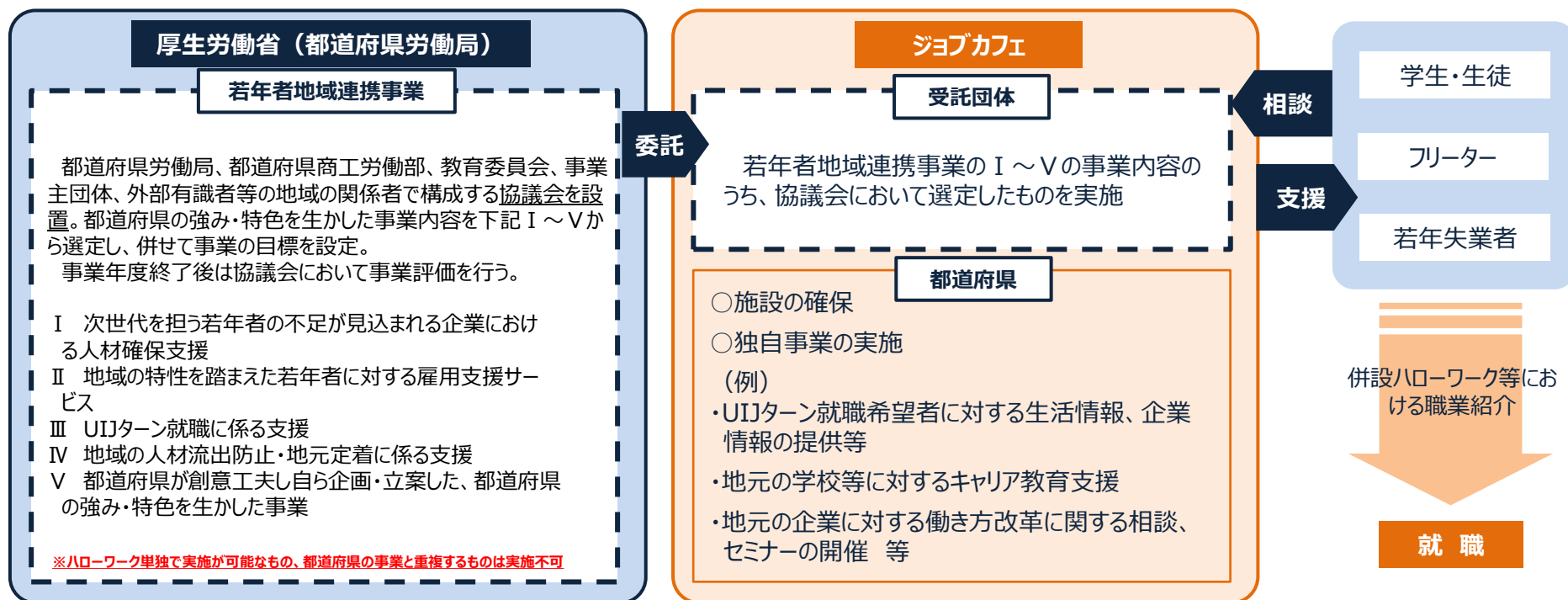
＜若者自立・挑戦プラン＞ 平成15年6月10日 文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び経済財政担当大臣決定

- 若者の生の声を聞き、きめ細やかな効果のある政策を展開するための新たな仕組みとして、地域の主体的な取り組みによる若年者のためのワンストップサービスセンター（通称、ジョブカフェ）の整備を推進する。

【センターのイメージ】

地方自治体と地域の企業、学校等の幅広い連携・協力の下、地域による主体的な取り組みとして、その実情に応じ、若年者に対する職業や能力開発、創業支援に関する情報提供、インターンシップ等職場体験機会の確保、キャリアコンサルティング、就職支援サービス等を行う仕組み（センター）を設ける。

- 地域関係者との連携の下、若年失業者やフリーター等の若年者を広く対象に、以下に掲げる事業を創意工夫により実施するため、適切と認められる団体に対し、厚生労働省（都道府県労働局）が若年者地域連携事業を委託し、ジョブカフェ等において実施（ジョブカフェ自体は、都道府県による直轄又は委託事業により運営）。



中高年層（ミドルシニア）の就職支援のための ハローワーク専門窓口設置及び担当者制による支援

1 事業の目的

○ 就職氷河期世代を含む中高年層（ミドルシニア）の不安定就労者の中には、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。

○ こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。

<専門窓口数> 92か所

<体制> 就労・生活支援アドバイザー：82人（主にキャリアコンサルティング、生活設計の相談、定着支援等を担当）

就職支援コーディネーター：142人（主に求人開拓、セミナー企画を担当）

職業相談員：144人（主に初回相談を担当）



2 事業の概要・スキーム・実施主体等



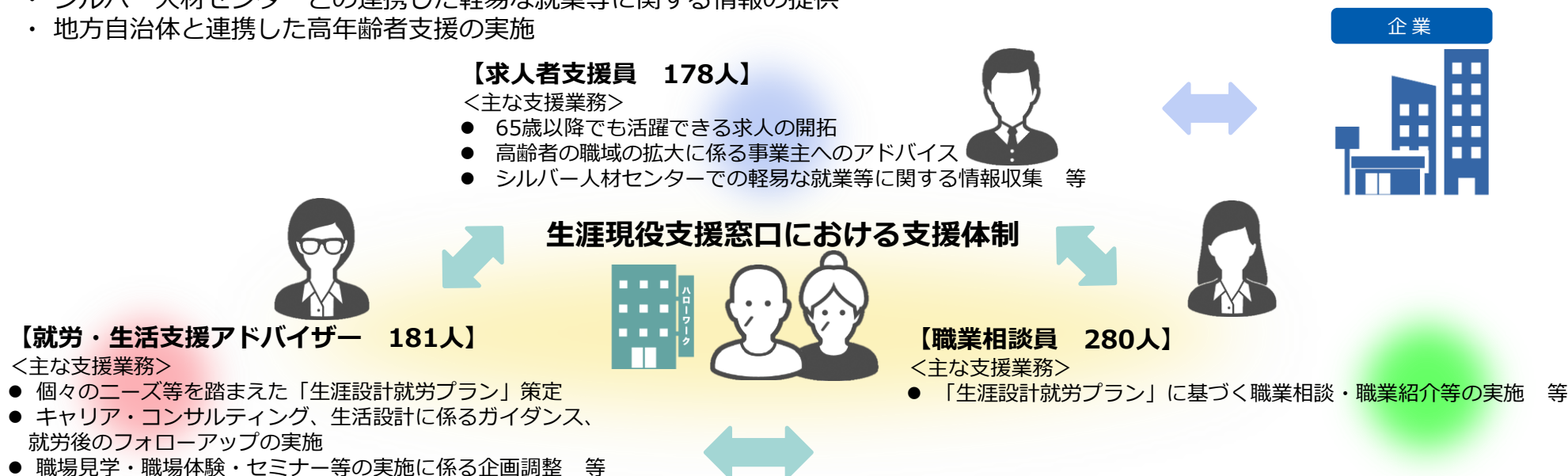
生涯現役支援窓口事業の概要

1 事業の目的

- 少子高齢化が急速に進展する中、労働力人口が減少し、高年齢者の労働力の活用が重要な課題となっているが、高年齢者は一旦離職すると、その他の年齢層に比べ再就職は難しく、失業が長期化し、生活保護に頼らざるを得ない状況に陥るおそれがある。
- また、高齢期における就業ニーズは多種多様であり、年金等の受給状況等も考慮しながら就労支援を行う必要があり、ハローワークにおける一般的な職業相談・職業紹介においては、十分な対応が困難な場合がある。
- そこで、概ね60歳以上の高年齢求職者を対象として、就労経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や生涯現役支援チームによる就労支援等を行う生涯現役支援窓口事業を実施する。

2 事業の概要

- **支援対象者等**：全国300箇所のハローワークにおいて、概ね60歳以上の高齢求職者のうち、長期失業高年齢求職者、離転職を繰り返す者及びその他公共職業安定所長・事業担当責任者又は相談窓口職員がチーム支援を受けなければ就労が困難であると判断した者 等
- **主な支援内容**：
 - ・ 高齢期の生活を踏まえた職業生活の再設計や年金受給者である求職者の職業生活に係る相談・援助
 - ・ 高齢求職者向け求人情報の開拓・提供（65歳以上が就業可能な短時間の求人開拓を強化）
 - ・ シルバー人材センターとの連携した軽易な就業等に関する情報の提供
 - ・ 地方自治体と連携した高年齢者支援の実施

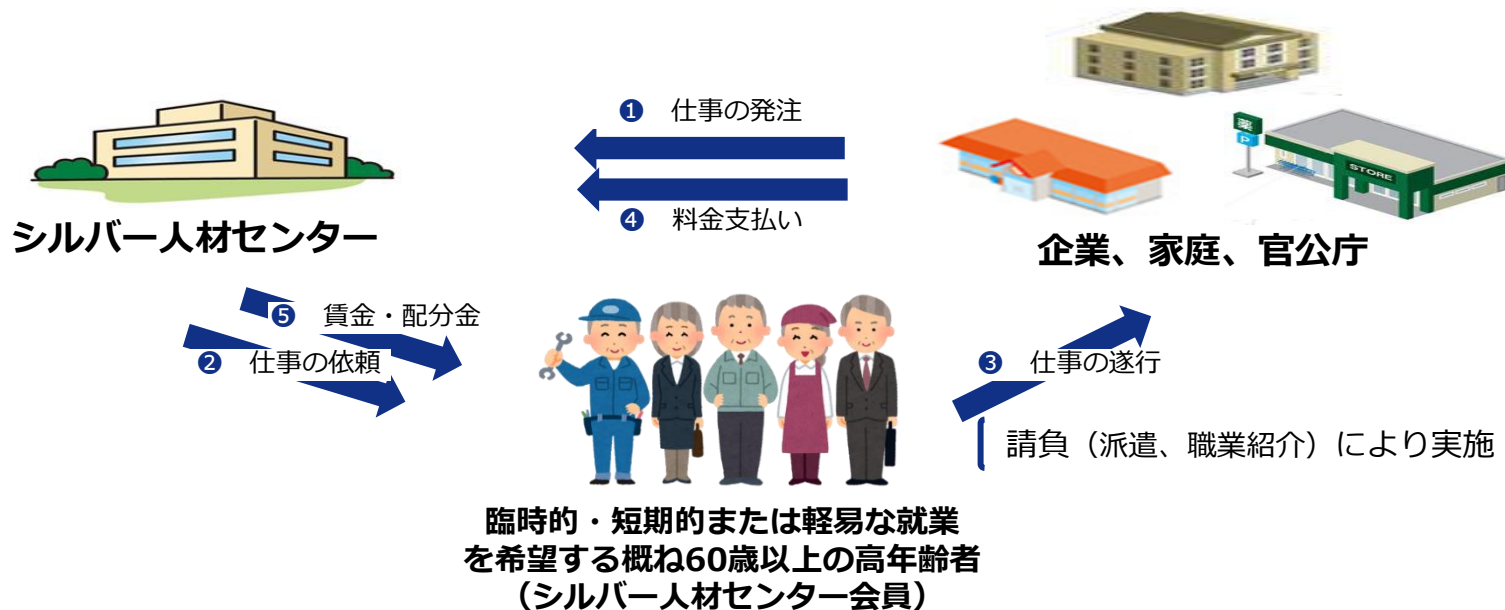


シルバー人材センター事業（概要）

臨時的・短期的または軽易な就業（＊）を希望する高齢者に、シルバー人材センターが就業機会を提供

○ シルバー人材センターの概要（令和5年度）

団体数1,309団体、会員数67.7万人（男性44.0万人・女性23.6万人）、平均年齢74.8歳、月平均収入3.9万円



○ シルバー人材センターが扱う仕事

介護施設・育児施設・スーパーマーケット等への派遣、
福祉・家事援助サービスや清掃、自転車置き場管理、公園管理、植木剪定 など

地域の経済・社会の維持・発展 など

企業等の人手不足の解消、現役世代の下支え

高齢者の生きがいの充実、健康の維持増進、生活の安定

＊ おおむね月10日程度以内、または、1週間当たりの就業時間が20時間を超えない就業

ハローワークにおける外国人労働者の就職支援体制

機能特化型の就職支援サービス（利用者のニーズ・特性に応じたサービス展開）

■ 外国人雇用サービスセンター

対 象 者 - 高度外国人材（就労目的の在留資格の外国人、日本での就職を希望する外国人留学生）に対する就職支援

設 置 数 - 4 拠点（東京、名古屋、大阪、福岡）

支 援 内 容 - 高度外国人材の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細かな就職支援を行う

■ 留学生コーナー

対 象 者 - 日本での就職を希望する外国人留学生

設 置 数 - 56拠点（一部の新卒応援ハローワークに設置）

支 援 内 容 - 外国人雇用サービスセンターと連携し、きめ細かな就職支援を実施

■ 外国人雇用サービスコーナー

対 象 者 - 日系人等の身分に基づく在留資格の外国人を中心とした外国人労働者全般

設 置 数 - 139拠点（通訳員を配置しているハローワーク）

支 援 内 容 - 地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門相談員による就職支援を実施

全国のハローワーク（544拠点）において、外国人労働者が離転職した際の職業相談等に対応

外国人就労・定着支援事業

1 事業の目的

- 日系人等の定住外国人は、日本の職場におけるコミュニケーション能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多く、安定的な職業に就くための支援を行うことが必要。
- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修及び修了者に対する就労・定着支援を実施することにより、国内企業における安定的な就職と職場定着の促進を図る。

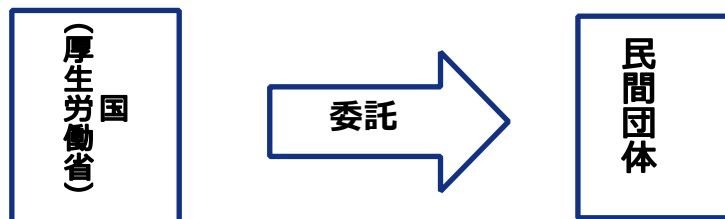
2 事業の概要・スキーム

●事業の概要

国から委託を受けた民間団体が、研修カリキュラムの策定や研修の実施、修了者に対する就労・定着支援等を行う。

- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象とする。
- 研修は受講者の能力に応じて複数のレベルを設定し、全レベルにおいて、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上のみならず、ビジネスマナー、日本の雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度に関する知識の習得を目的とする研修、職場見学を併せて実施。
- 実施地域の実情や受講者のニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースを設定。
- 研修の実施と併せて、公共職業安定所や地域のNPO団体等と連携し、修了者に対する就労・定着支援を行う。

●事業スキーム

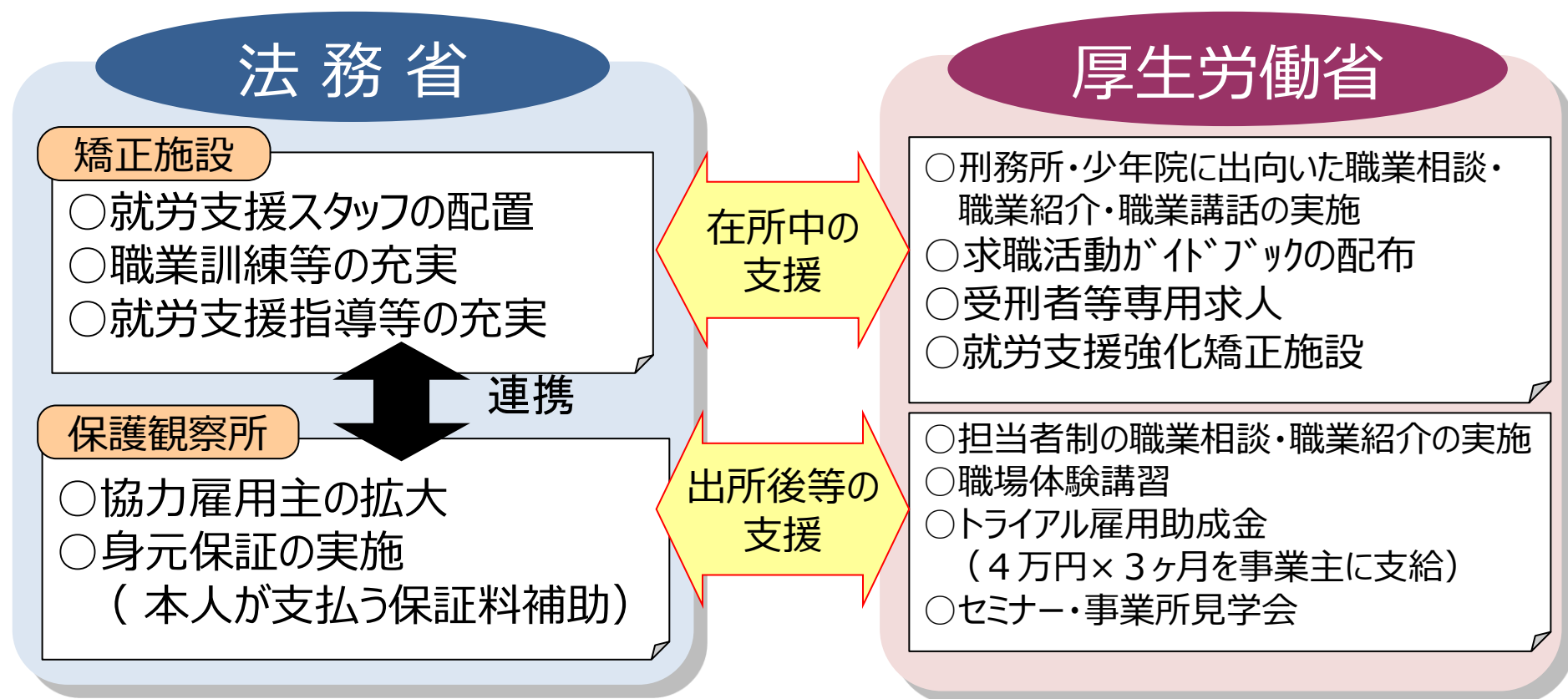


3 実施主体等

対象者	● 対象者：身分に基づく在留資格の外国人等									
研修内容	● 受講者の能力に応じて複数のレベルを設定 ● ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場体験の実施（全レベル共通） ● 1コースあたりの総研修時間は100時間に設定（概ね2ヶ月） ● 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースも設定									
修了者に対する就労・定着支援	● 外国人を初めて雇用した事業主等と外国人労働者との円滑なコミュニケーションを図るためのコツをまとめた「外国人従業員とのコミュニケーションのコツ」を作成し、公共職業安定所における求人開拓や就職後の職場定着支援に活用 ● 地域の外国人支援団体等と連携し、修了者に対する定着支援を実施									
実施規模	● 定住外国人が集住する地域を中心に、全国115地域 280コース、受講者5,600名規模で実施 [参考] 令和5年度実績 <table><tr><td>実施地域数</td><td>…</td><td>114地域</td></tr><tr><td>実施コース数</td><td>…</td><td>285コース</td></tr><tr><td>受講者数</td><td>…</td><td>3,865名</td></tr></table>	実施地域数	…	114地域	実施コース数	…	285コース	受講者数	…	3,865名
実施地域数	…	114地域								
実施コース数	…	285コース								
受講者数	…	3,865名								

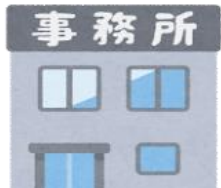
刑務所出所者等総合的就労支援対策

- 刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に実施
- 法務省と厚生労働省（矯正施設・保護観察所・ハローワーク）との連携を強化



更生保護就労支援事業

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が保護観察所から委託を受け、保護観察所と連携しつつ、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を行う事業



更生保護就労支援
事業所

- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和7年度 **全国28庁**で実施（札幌、釧路、盛岡、仙台、福島、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、東京、横浜、新潟、静岡、岐阜、名古屋、津、京都、大阪、神戸、岡山、広島、山口、高松、松山、福岡、熊本、那覇）

就職活動支援業務

矯正施設
収容中



釈放後



矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した就労支援計画の策定
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

職場定着支援業務

協力雇用主



刑務所出所者等



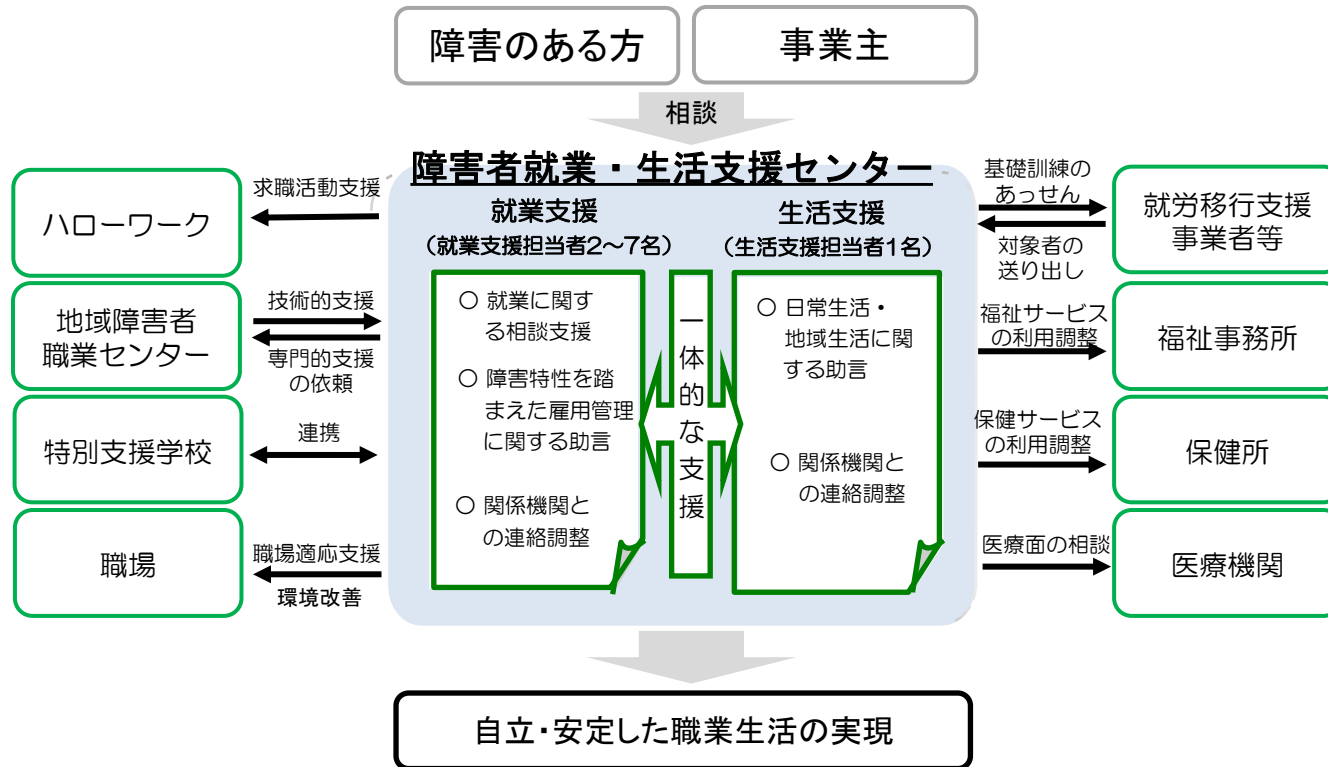
出所者等の特性に応じた「寄り添い型」の就労支援

- 出所者等の特性の理解促進
- 職務内容の設定
- 適切な指導方法など
- 対人関係の向上
- 良好な勤務態度の醸成など

障害者就業・生活支援センターの概要

障害者の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う
「障害者就業・生活支援センター」を設置（令和6年4月現在 337センター）

雇用と福祉のネットワーク



業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
 - ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・ 障害者の特性、能力に合った職務の選定
 - ・ 就職活動の支援
 - ・ 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

<生活面での支援>

- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

【令和5年度実績】

支援対象障害者数：	223,532人	
相談・支援件数：	支援対象障害者 1,276,210件	事業所 468,661件
就職件数（一般事業所）：	15,979件	就職率： 77.8%
定着率（1年）：	81.1%	

地域障害者職業センターの概要

- 地域障害者職業センターは、公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、全国47都道府県（ほか支所5か所）に設置。
- 障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施。また、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言・援助等を実施。

○ 職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。（利用者数：26,360人）

○ 職業準備支援

ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力や職業能力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。（支援対象者数：2,089人、就職率：73.9 %）

○ 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。（支援対象者数：2,665人、職場定着率：89.2 %）

○ 精神障害者総合雇用支援

精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。（職場復帰支援対象者数：2,430人、復職率：87.2 %）

○ 事業主に対する相談・援助

事業主に対して、障害者の従事しやすい職務の設計、わかりやすい指導の方法などを、雇入れの段階から定着に至るまで一貫して実施。（支援対象事業所数：20,133事業所）

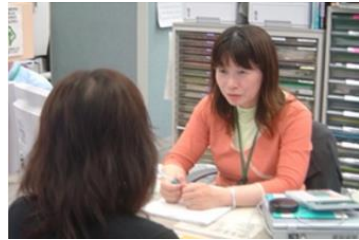
○ 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施

障害者就業・生活支援センターその他の関係機関や事業主に対し、職業リハビリテーションに関する助言・援助を行うほか、関係機関の職員等の知識・技術等の向上に資するため、マニュアルの作成や研修等を実施。

（助言・援助実施関係機関における障害者就業・生活支援センター及び就労移行支援事業所の数：2,219機関）※全て令和5年度実績

ハローワークにおける障害者雇用の促進

- ハローワークは、障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーション機関として、障害者に対する専門的な職業相談・職業紹介や、就職後の定着支援等を行っている。
- また、事業主に対しては、障害者雇用状況報告に基づく雇用率達成指導を行うとともに、各種助成金制度も活用しながら、雇入れに向けた支援や、継続雇用の支援等を行っている。
- いずれにおいても、地域の関係機関と連携し、必要に応じて支援チームを結成して取り組んでいる。



労働局・ハローワーク

(全国47箇所・全国544箇所)

連携

地域の関係機関

(地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、自治体 等)



担当者制によるきめ細かな就職支援

【障害特性等に応じた専門的支援】

- ・身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等のある求職者に対し、専門知識・技術を持つ職員が担当者制（ケースワーク方式）によりきめ細かく就職支援

【障害者向けチーム支援】

- ・障害者が利用している関係機関とチームを結成し、就職から職場定着までの一貫した支援

雇用率達成指導・雇入れ支援 等

【雇用率達成指導】

- ・障害者雇用状況報告に基づく雇用率達成指導、雇入れ計画作成命令、雇入れ計画の適正実施勧告、企業名公表

【企業向けチーム支援】

- ・障害者雇用の経験・ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対し、関係機関とチームを結成し、雇入れ準備から採用後の定着支援までの一貫した支援

【各種助成金制度】

- ・障害者の雇入れや試行的な雇用を行った事業主への助成

【認定制度】

- ・障害者雇用に関する取組が優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定

【精神・発達障害者しごとサポーター養成講座】

- ・精神・発達障害者の同僚・上司等に対し、障害についての基礎知識や必要な配慮などを学べる講座を実施

障害者

「自分の能力を発揮したい」
「必要な配慮を受けながら、安心して働きたい」

マッチング支援

- ・職業紹介
- ・就職面接会
- ・就職説明会

事業主

「障害者に活躍してもらいたい」
「ニーズに合った労働者を採用したい」

「ハローワークの紹介状況」
(令和5年度)

新規求職申込件数：249,490件
就職件数：110,756件

「民間企業の障害者雇用状況」
(令和6年6月1日)

雇用障害者数：67.7万人
実雇用率：2.41%

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10の4)
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間：2年) ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間：制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間：制限なし)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間：3年)
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ② <u>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設)</u> ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ④ <u>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設)</u> ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者 ④ <u>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設)</u>	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
事業所数	2,856事業所 (国保連データ令和6年10月)	4,401事業所 (国保連データ令和6年10月)	18,211事業所 (国保連データ令和6年10月)	1,671事業所 (国保連データ令和6年10月)
利用者数	37,473人 (国保連データ令和6年10月)	85,069人 (国保連データ令和6年10月)	376,332人 (国保連データ令和6年10月)	18,114人 (国保連データ令和6年10月)

就労移行支援

○対象者

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者
- 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする障害者
- ※ 休職者については、所定の要件を満たす場合に利用が可能であり、復職した場合に一般就労への移行者として取り扱う。
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能

○サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定
- ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 6:1以上
- 生活支援員 }
- 就労支援員 → 15:1以上

○報酬単価（平成30年報酬改定以降、定員規模別に加え、就職後6月以上定着した割合が高いほど高い基本報酬）

基本報酬

<定員20人以下の場合>

報酬区分		基本報酬
就職後6月以上定着率	5割以上	1,210単位/日
	4割以上5割未満	1,020単位/日
	3割以上4割未満	879単位/日
	2割以上3割未満	719単位/日
	1割以上2割未満	569単位/日
	0割超1割未満	519単位/日
	0	479単位/日

主な加算

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等
⇒他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

移行準備支援体制加算 41単位
⇒施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合

地域連携会議実施加算 583単位/回
⇒支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間(最大3年間)を通じ、所定単位数を加算する。
※ R3年新設
※サービス管理責任者が会議に参加せず、職業指導員、生活支援員又は就労支援員が会議に参加し、前後にサービス管理責任者に情報共有する場合は、408単位/回

就労支援関係研修修了加算 6単位
⇒就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位
⇒Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
⇒Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
※ H30～資格保有者に公認心理師、作業療法士を追加
⇒Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

※ 上表以外に、あん摩等養成事業所である場合の設定、定員に応じた設定あり
(21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○事業所数

2,856 (国保連令和 6 年 10 月実績)

○利用者数

37,473 (国保連令和 6 年 10 月実績) 35

就労継続支援A型

○ 対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
 - 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする障害者
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- 最低賃金含め、労働関係法令の適用あり
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価（令和3年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、算定されるスコアによって基本報酬を算定）

基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5：1の場合>

報酬区分		基本報酬
スコア	170点以上	791単位/日
	150点以上170点未満	733単位/日
	130点以上150点未満	701単位/日
	105点以上130点未満	666単位/日
	80点以上105点未満	533単位/日
	60点以上80点未満	419単位/日
	60点未満	325単位/日

主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15～70単位/日
※ 定員規模に応じた設定

就労移行支援体制加算 50～93単位/日
※ 定員、職員配置、基本報酬の報酬区分、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定 ※ R3～見直し

就労移行連携加算 1,000単位(1回に限り)
※ 就労移行支援に移行した者について、連絡調整等を行うとともに、支援の状況等の情報を相談支援事業者に対して提供している場合に加算 ※ R3～新設

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位
⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
※ H30～資格保有者に公認心理師を追加
⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等
⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



○ 事業所数

4,401 (国保連令和 6 年 10月実績)

○ 利用者数

85,069 (国保連令和 6 年10 月実績)36

就労継続支援B型

○ 対象者

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用には結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者
- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者
- ④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価 (令和3年報酬改定以降、2種類の報酬体系)

基本報酬の体系(いずれかを選択)

(1)「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	837単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
3万円以上3.5万円未満	758単位/日
2.5万円以上3万円未満	738単位/日
2万円以上2.5万円未満	726単位/日
1.5万円以上2万円未満	703単位/日
1万円以上1.5万円未満	673単位/日
1万円未満	590単位/日

※ 定員20人以下、人員配置6:1の場合

(2)「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

定員	基本報酬
20人以下	584単位/日

※ 人員配置6:1の場合

【独自の加算】

- **地域協働加算 30単位/日**
就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。
- **ピアサポート実施加算 100単位/月**
利用者に対し、一定の支援体制のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算。

(1)及び(2)共通の主な加算

就労移行支援体制加算 5～93単位/日

※ 基本報酬の区分等に応じ、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数にごとに加算

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)

15、10、6単位

- ⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
- ⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
- ⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○ 事業所数

18,211 (国保連令和 6 年10月実績)

○ 利用者数

376,332 (国保連令和 6 年10月実績)³⁷

就労定着支援

○ 対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者

○ サービス内容

- 障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
- 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面相当の支援
- 月1回以上は企業訪問を行うよう努める
- 利用期間は3年間(経過後は必要に応じて、就労支援等の関係機関等へ引き継ぐ)

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1
- 就労定着支援員 40:1
(常勤換算)

○ 報酬単価（令和6年4月～）就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）が高いほど高い基本報酬

基本報酬

就労定着率	基本報酬
9割5分以上	3,512単位/月
9割以上9割5分未満	3,348単位/月
8割以上9割未満	2,768単位/月
7割以上8割未満	2,234単位/月
5割以上7割未満	1,690単位/月
3割以上5割未満	1,433単位/月
3割未満	1,074単位/月



主な加算

職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 120単位/月
※職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している場合

特別地域加算 240単位/月
※中山間地域等の居住する利用者に支援した場合

初期加算 900単位/月(1回限り)
⇒ 一体的に運営する移行支援事業所等以外の事業所から利用者を受け入れた場合

地域連携会議実施加算 579単位/回
⇒ 支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間(最大3年間)を通じ、所定単位数を加算する。
※ R3年新設
※サービス管理責任者が会議に参加せず、就労定着支援員が会議に参加し、前後にサービス管理責任者に情報共有する場合は、405単位/回

就労定着実績体制加算 300単位/月
⇒ 就労定着支援利用終了者のうち、雇用された事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する

- ※ 自立生活援助、自立訓練(生活訓練)との併給調整を行う。
- ※ 職場適応援助者に係る助成金との併給調整を行う。

○ 事業所数

1,671 (国保連令和 6 年 10月実績)

○ 利用者数

18,114 (国保連令和 6 年 10月実績) ³⁸

※ 利用者及び当該利用者が雇用されている事業主等に対し、支援内容を記載した「支援レポート」を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定。

職訓発 0401 第 1 号
職首発 0401 第 1 号
職障発 0401 第 1 号
開若発 0401 第 1 号

令和 7 年 4 月 1 日

各都道府県労働局
職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
総務課訓練受講支援室長
総務課首席職業指導官
障害者雇用対策課長
厚生労働省参事官
(若年者・キャリア形成支援担当)

生活困窮者自立支援法第9条に基づく支援会議と
公共職業安定所との連携について

平素より公共職業安定所（以下「安定所」という。）における業務の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

令和 7 年 4 月 1 日に施行された生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）による改正後の生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）においては、法第 9 条第 1 項の規定により、福祉事務所を設置する自治体は、関係機関等により構成される会議（以下「支援会議」という。）を組織するよう努めるものとされ、同条第 5 項の規定により、生活困窮者に対する支援の円滑な実施のため、支援会議は、令和 6 年改正法による改正後の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づく調整会議及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に基づく支援会議と相互に連携を図るよう努めるものとされた。

また、「生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドライン」（社援地発 0401 第 1 号令和 7 年 4 月 1 日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知別紙。以下「ガイドライン」という。）におい

ては、支援会議の構成員について、「生活に何らかの課題を抱えた人が相談に訪れる可能性のある庁内の関係部局（福祉、就労、税務、教育、住宅等）の職員」とされており、安定所の職員等もこれに含まれる。

以上を踏まえ、下記についてご留意の上、地方公共団体から本件に係る連携の打診があった場合には、適切に対応いただくようお願いする。

なお、本通知は、社会・援護局地域福祉課と調整済みであること、地域若者サポートステーションに対して別添のとおり通知しており、本通知の写しを送付していることを申し添える。

記

1 支援会議の役割について（ガイドライン第1（3））

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、本人同意がなくとも、一定の要件を満たす場合には、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握している生活困窮が疑われるような個々の事案及び生活困窮者自立支援制度で支援中の複合的な課題を抱えているような生活困窮者の情報や対象者への支援に資する知見等の共有、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。

※ 生活困窮者自立相談支援事業において、本人同意を取得した上で、個々の生活困窮者の支援プランの決定等を行い、その後の支援につなげることを目的に行う「支援調整会議」とはその目的や対象となる範囲等が異なることに注意が必要。

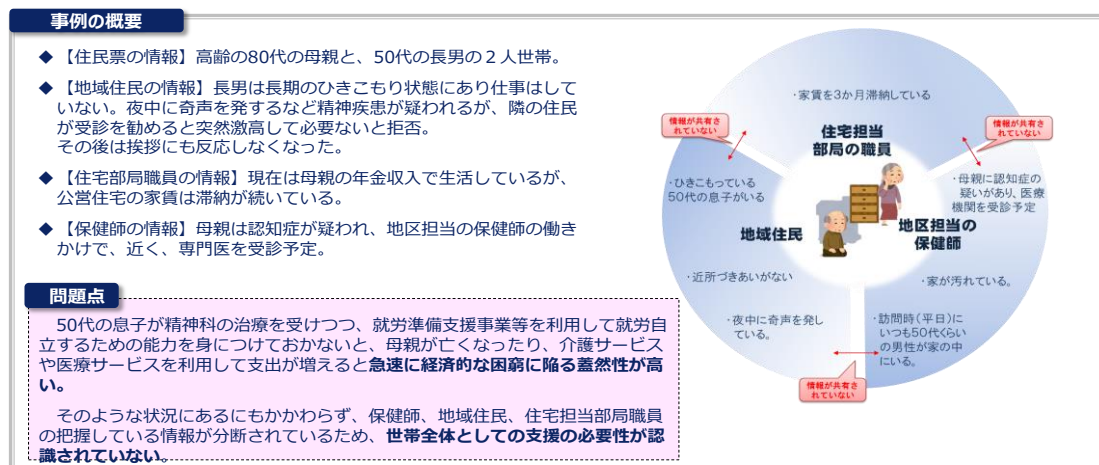
2 支援会議で取り扱う事例について（ガイドライン第2（1））

支援会議で取り扱う事例は、主に以下のような事案が考えられる。

- ・ 本人の生命・身体・財産の保護のために情報共有が必要であるものの、支援を求めることができないことに相当の理由があって本人の同意を得ることが困難であるために支援調整会議では情報の共有ができず、支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
- ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案

- ・ 支援につながった後も含め、より適切な支援を行うために、他の関係機関・関係者と情報や知見を共有しておく必要があると考えられる事案

支援会議で取り扱う事例のイメージ



本人の同意取得が困難な場合であっても、生命・身体・財産の保護のために支援会議の関係機関の間で情報を共有する必要があると認められる場合（詳細はP15第3（3）①参照）には支援会議において、関係者間の情報共有を図ることにより、世帯全体の課題や経済状況等を把握した上で、相互に早期的・相互補完的な支援を行うことが可能になる。

3 支援会議を実施する地方公共団体から安定所等への参加依頼について

上記2のとおり、支援会議で取り扱う事例については、安定所等で相談対応を実施している個別事案のほか、生活困窮者支援のための知見共有や必要な支援体制など地域における課題検討のため、安定所等が支援会議の構成員となることが想定される。

いずれの場合についても、地方公共団体から安定所等に対して支援会議への参加依頼等があった場合には、緊要性等を勘案しつつ可能な限り参加すること。

4 情報共有等にあたっての留意事項

支援会議への参加依頼が安定所等に対して行われ、安定所等が当該支援対象者に関する情報を保有する場合は、支援会議との連携に必要な範囲に限り、本人に同意を得た上で、支援会議に提供して差し支えない（※1）。

なお、本人との接触ができていないなどやむを得ず同意が得られない場合において、地方公共団体が安定所等の保有する当該支援対象者の情報を支援会議で共有することが必要と判断し、情報共有を求められた場合には、地方公共団体にその必要性を十分に確認の上、必要最小限の範囲で支援会議に提供することとする（※2）。

(※１) 支援会議の構成員は、法第９条第４項に基づき、支援会議における情報の交換及び支援の検討を行うために必要があるものとして情報の提供等の協力の求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとされている。構成員は、その求めに基づいた情報提供等の範囲において、基本的には、その関係機関の職務等に関する守秘義務に反することにはならない。

(※２) 本人の同意を得ずに支援会議に個人情報を提供することが可能な要件については、ガイドライン第３（３）を参照の上、情報共有の求めがあった地方公共団体に対してガイドラインのどの要件に該当しているか事前に確認すること。

５ 支援会議を含む生活困窮者への就労支援における地方公共団体と公共職業安定所等との連携について

生活困窮者への就労支援における地方公共団体と安定所等の連携については、「生活困窮者等の就労支援に当たっての地方自治体と公共職業安定所等との連携強化について」（平成３０年９月２８日付け職発 ０９２８ 第３号、開発 ０９２８ 第１２８号厚生労働省職業安定局長・人材開発統括官通知）において協力をお願いしているところである。

今般、別添のとおり、社会・援護局地域福祉課長より、「生活困窮者への就労支援における地方自治体と公共職業安定所等との連携について」（社援地発 ０４０１ 第７号令和 ７ 年 ４ 月 １ 日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。以下「課長通知」という。）が各都道府県・市区町村生活困窮者自立支援制度主管部（局）長あて発出され、支援会議の活用を含めた地方公共団体と安定所の具体的な連携方策等を通知している。

課長通知の取組内容も参考にいただき、地方公共団体と安定所の更なる連携を図っていただくようお願いする。

開若発 0401 第 2 号
令和 7 年 4 月 1 日

地域若者サポートステーション

実 施 団 体 の 長 殿
総括コーディネーター 殿

厚生労働省参事官

(若年者・キャリア形成支援担当)

(公 印 省 略)

生活困窮者自立支援法第 9 条に基づく支援会議と
地域若者サポートステーション事業との連携について

平素より地域若者サポートステーション事業（以下「サポステ事業」という。）における業務の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

令和 7 年 4 月 1 日に施行された生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）による改正後の生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）においては、法第 9 条第 1 項の規定により、福祉事務所を設置する自治体は、関係機関等により構成される会議（以下「支援会議」という。）を組織するよう努めるものとされ、同条第 5 項の規定により、生活困窮者に対する支援の円滑な実施のため、支援会議は、改正法による改正後の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づく調整会議及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に基づく支援会議と相互に連携を図るよう努めるものとされた。

また、「生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドライン」（社援地発 0401 第 1 号令和 7 年 4 月 1 日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知別紙。以下「ガイドライン」という。）においては、支援会議の構成員について、「生活に何らかの課題を抱えた人が相談に訪れる可能性のある庁内の関係部局（福祉、就労、税務、教育、住宅等）の職員」とされており、サポステ事業に従事する者もこれに含まれる。

以上を踏まえ、下記についてご留意の上、地方公共団体から本件に係る連携の打診があった場合には、適切に対応いただくようお願いする。

なお、本件については、各都道府県労働局職業安定部長に対して別添のとおり

通知していることを申し添える。

記

1 支援会議の役割について（ガイドライン第1（3））

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、本人同意がなくとも、一定の要件を満たす場合には、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握している生活困窮が疑われるような個々の事案及び生活困窮者自立支援制度で支援中の複合的な課題を抱えているような生活困窮者の情報や対象者への支援に資する知見等の共有、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。

※ 生活困窮者自立相談支援事業において、本人同意を取得した上で、個々の生活困窮者の支援プランの決定等を行い、その後の支援につなげることを目的に行う「支援調整会議」とはその目的や対象となる範囲等が異なることに注意が必要。

2 支援会議で取り扱う事例について（ガイドライン第2（1））

支援会議で取り扱う事例は、主に以下のような事案が考えられる。

- ・ 本人の生命・身体・財産の保護のために情報共有が必要であるものの、支援を求めることができないことに相当の理由があって本人の同意を得ることが困難であるために支援調整会議では情報の共有ができず、支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
- ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案
- ・ 支援につながった後も含め、より適切な支援を行うために、他の関係機関・関係者と情報や知見を共有しておく必要があると考えられる事案

支援会議で取り扱う事例のイメージ

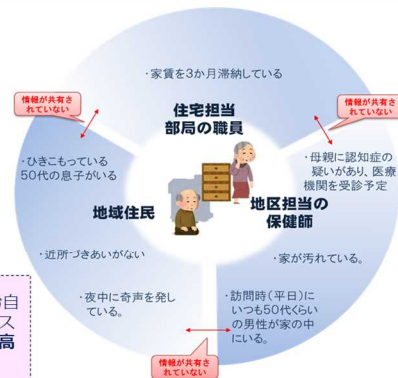
事例の概要

- ◆【住民票の情報】高齢の80代の母親と、50代の長男の2人世帯。
- ◆【地域住民の情報】長男は長期のひきこもり状態にあり仕事はしていない。夜中に奇声を発するなど精神疾患が疑われるが、隣の住民が受診を勧めると突然激昂して必要ないと拒否。その後は挨拶にも反応しなくなった。
- ◆【住宅部局職員の情報】現在は母親の年金収入で生活しているが、公営住宅の家賃は滞納が続いている。
- ◆【保健師の情報】母親は認知症が疑われ、地区担当の保健師の働きかけて、近く、専門医を受診予定。

問題点

50代の息子が精神科の治療を受けつつ、就労準備支援事業等を利用して就労自立するための能力を身につけておかないと、母親が亡くなったり、介護サービスや医療サービスを利用して支出が増えると急速に経済的な困窮に陥る蓋然性が高い。

そのような状況にあるにもかかわらず、保健師、地域住民、住宅担当部局職員の把握している情報が分断されているため、**世帯全体としての支援の必要性が認識されていない。**



本人の同意取得が困難な場合であっても、生命・身体・財産の保護のために支援会議の関係機関の間で情報を共有する必要があると認められる場合（詳細はP15第3（3）①参照）には支援会議において、関係者間の情報共有を図ることにより、世帯全体の課題や経済状況等を把握した上で、相互に早期的・相互補完的な支援を行うことが可能になる。

3 支援会議への地域若者サポートステーションの参加について

支援会議は、上記2のとおり、地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）で相談対応を実施している個別事案のほか、生活困窮者支援のための知見の共有や必要な支援体制など地域における課題への対応を議論する場であることから、サポステが支援会議の構成員となることが想定される。

このため、地方公共団体からサポステに対して支援会議への参加依頼等があった場合には、緊要性等を勘案しつつ可能な限り参加すること。

4 情報共有等にあたっての留意事項

支援会議への参加依頼がサポステに対して行われた場合、サポステが支援対象者に関して保有する情報については、以下に十分留意して個人情報の管理を行うとともに、支援会議との連携に必要な範囲に限って支援会議に提供すること（※）。

（1）当該支援対象者がサポステ事業の利用登録を行っている場合

「地域若者サポートステーション事業における個人情報の取扱に関する同意書」（以下「同意書」という。）に基づき、支援会議に対して個人情報の提供に係る同意を得たものとして情報共有を行うこととして差し支えない。

（2）当該支援対象者がサポステ事業の利用登録を行っていない場合

同意書の様式を参考として、支援会議に対し個人情報を提供することについて

ての同意を書面にて得た上で、情報提供を行うこと。

ただし、本人との接触ができていないなど、やむを得ず同意が得られない場合において、地方公共団体がサポステの保有する当該支援対象者の情報を支援会議で共有することが必要と判断し、情報共有を求められた場合には、地方公共団体にその必要性を十分に確認の上、必要最小限の範囲で支援会議に提供することとする。その際、本人の同意を得ずに支援会議に個人情報を提供することが可能な要件については、ガイドライン第3（3）を参照の上、情報共有の求めがあった地方公共団体に対してガイドラインのどの要件に該当しているか事前に確認すること。

(※) 支援会議の構成員は、法第9条第4項に基づき、支援会議における情報の交換及び支援の検討を行うために必要があるものとして情報の提供等の協力の求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとされている。構成員は、その求めに基づいた情報提供等の範囲において、基本的には、その関係機関の職務等に関する守秘義務に反することにはならない。